

令和元年9月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和元年9月10日（火）
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	令和元年9月10日（火） 午前 9時02分
散 会 日 時	令和元年9月10日（火） 午後 4時38分
委 員 長	羽鳥 健
委員会出席 委 員	
委 員 長	羽鳥 健
副 委 員 長	金子 裕太
委 員	菅野 博子 大塚 佳之 野本 恵司 永沼 博昭
委員会欠席 委 員	なし
委員外議員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 8 0 号	鴻巣市立コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8 1 号	鴻巣市市民活動センター条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8 2 号	鴻巣市消防団条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8 3 号	鴻巣市印鑑条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8 4 号	鴻巣市笠原稲穂センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8 5 号	鴻巣市川里農業研修センター条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8 6 号	鴻巣市森林環境整備基金条例	原案可決
第 8 7 号	鴻巣市勤労青少年ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8 8 号	鴻巣市花と音楽の館かわさと設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8 9 号	鴻巣市産業観光館条例の一部を改正する条例	原案可決
第 9 0 号	令和元年度鴻巣市一般会計補正予算（第 4 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 9 1 号	令和元年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 9 4 号	平成 3 0 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 9 5 号	平成 3 0 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認 定

第100号	平成30年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計 決算認定について	認 定
議請第2号	グリホサートを成分とする除草剤の使用・販売 の制限を求める請願	不採択

委員会執行部出席者

(市民生活部)

市民生活部長 中島 章男
自治振興課長 沼上 勝
市民生活部副部長
兼危機管理課長 関口 泰清
市民生活部参事
兼市民課長 松本笑美子
市民課副参事 加藤 勝美
市民生活部副部長
兼国保年金課長 関根 則男

(環境経済部)

環境経済部長 飯塚 孝夫
環境経済部副部長 平井 敏一
環境課長 小林 弘樹
環境課副参事 大島 和之
農政課長 佐々木 清
農政課副参事 山崎 淳一
環境経済部参事
兼商工観光課長 小川 哲夫
環境経済部副部長兼道の駅整備
プロジェクト課長 高坂 清
環境経済部参事兼
農業委員会事務局長 堀越 延年

吹上支所地域兼市民グループリーダー

吉田 勝彦
川里支所副支所長 神田 英昭

書 記

森田 慎三
岡崎 夏子

(開会 午前9時02分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。野本恵司委員と永沼博昭委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第80号 鴻巣市立コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第81号 鴻巣市市民活動センター条例の一部を改正する条例、議案第82号 鴻巣市消防団条例の一部を改正する条例、議案第83号 鴻巣市印鑑条例の一部を改正する条例、議案第84号 鴻巣市笠原稲穂センター設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第85号 鴻巣市川里農業研修センター条例の一部を改正する条例、議案第86号 鴻巣市森林環境整備基金条例、議案第87号 鴻巣市勤労青少年ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第88号 鴻巣市花と音楽の館かわさと設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第89号 鴻巣市産業観光館条例の一部を改正する条例、議案第90号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分、議案第91号 令和元年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議案第94号 平成30年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、議案第95号 平成30年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、議案第100号 平成30年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について、議請第2号 グリホサートを成分とする除草剤の使用・販売の制限を求める請願の議案15件及び請願1件であります。これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。付託されている15議案のうち、7議案については使用料の改正についてということから、一括して審査を行いたいと思います。

それでは、審査の方法ですが、初めに使用料に係る議案第80号、議案第81号、議案第84号、議案第85号、議案第87号から議案第89号、次に議案第82号、議案第83号、議案第86号、次に全ての部に係る一般会計補正予

算の議案第90号、議案第94号の一般会計決算認定について審査を行います。次に、市民生活部に係る特別会計の補正予算及び決算の議案第91号、議案第95号、議案第100号について、議案番号順に審査を行います。審査は、全て執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、議案第94号の一般会計の決算認定については、歳入と歳出は直接関連していることから、市民生活部と環境経済部の歳入歳出を一括して説明をし、質疑、討論、採決を行いたいと思います。

なお、議請第2号については11日の開議後、速やかに議題としたいと思います。紹介議員から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。その後、1日目の散会時に審査途中となった議案の審査の再開をしたいと思います。

また、議案審査終了後、視察研修について採決を行いたいと思います。なお、質疑については委員1人当たり質疑、答弁を含め、議案第94号については40分、それ以外の議案については20分を目安に委員の皆様のご協力をお願いいたします。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

(大塚) 先ほど請願のところ11日の開議後というふうに言われたのですが、開会后ですか、開議後。カイギといういろいろなカイギがあるので。

(委員長) 一応次第どおり読みました。

(大塚) 開く開議ということで。

(委員長) はい、開く開会の議です。

(大塚) 開会后ということよろしいですか。

(委員長) はい、結構です。

(大塚) はい、了解です。

(委員長) それでは、改めまして、ご異議なしと認め、決定いたします。なお、議案に直接関係のない部課長の退席を求めます。

初めに、議案第80号、議案第81号、議案第84号、議案第85号、議案第87号

から議案第89号までの使用料に係る7議案について、執行部の説明を求めます。

(自治振興課長) それでは、議案第80号 鴻巣市立コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案説明のほうをさせていただきます。

それでは、議案第80号につきまして提案理由をご説明申し上げます。本議案は、本年7月(P.5「8月」に発言訂正)に定めた鴻巣市使用料等の適正化に関する基本方針にのっとり、サービスの提供のための人件費や施設の管理運営に要する物件費などから算出した原価にサービスの性質に応じた受益者負担割合を乗じた金額を算出し、各施設の利用状況や近隣市の状況等を勘案の上、使用料の額を改めて、令和2年4月1日から新たな料金体系とするものです。

この条例の一部改正は、令和2年2月1日から施行し、令和2年4月1日以後の利用にかかわる使用料について適用するものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第81号 鴻巣市市民活動センター条例の一部を改正する条例について、提案説明をご説明申し上げます。本議案は、本年7月(P.5「8月」に発言訂正)に定めた鴻巣市使用料等の適正化に関する基本方針にのっとり、サービスの提供のための人件費や施設の管理運営に要する物件費などから算出した原価にサービスの性質に応じた受益者負担割合を乗じた金額を算出し、各施設の利用状況や近隣市の状況等を勘案の上、別表1、別表2の使用料の額をそれぞれ改め、令和2年10月1日から新たな料金体系とするものです。

なお、この条例の一部改正は令和2年4月1日から施行し、令和2年10月1日以後の利用にかかわる使用料について適用するものです。よろしくお願いいたします。

(農政課長) 議案第84号 鴻巣市笠原稲穂センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。この条例につきましては、本年8月に策定しました鴻巣市使用料等の適正化に関する基本方針に基づき使用料の額を改めるほか、休館日についての規定を整理する

ものです。ご審議のほどお願いいたします。

議案第85号 鴻巣市川里農業研修センター条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。この条例につきましては、本年8月に策定しました鴻巣市使用料等の適正化に関する基本方針に基づき、使用料の額を改めるほか、休館日についての規定を整理するものです。ご審議のほどお願いいたします。

(環境経済部参事兼商工観光課長) それでは、議案第87号 鴻巣市勤労青少年ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。第9条の既存の文字を整理するとともに、利用料金の表を使用料等の適正化に関する基本方針にのっとり、料金を改定するものです。また、鴻巣市勤労青少年ホームはスポーツ施設に倣い、新たに市外の方の利用料金を設定するため、備考欄にその内容を追加いたします。施行期日は、周知期間を経て、勤労青少年ホームは2カ月先の予約が可能となることから、来年4月1日以降の施設の予約ができる令和2年2月1日からの施行となり、利用料金の適用は令和2年4月1日からとなります。

続きまして、議案第88号 鴻巣市花と音楽の館かわさと設置及び管理条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。利用料金の表を使用料等の適正化に関する基本方針にのっとり、料金を改定するとともに、営利を目的とした利用の場合、利用料金に10円未満の端数が生じた場合の取り扱いを明記するものです。

施行期日は、周知期間を経て、花久の里は6カ月先の予約が可能なることから、来年10月1日以降の予約ができる令和2年4月1日からの施行となり、利用料金の適用は令和2年10月1日からとなります。

続きまして、議案第89号 鴻巣市産業観光館条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。第5条の既存の文字の整理を行うとともに、利用料金の表を使用料等の適正化に関する基本方針にのっとり、料金を改定するものです。

施行期日は、周知期間を経て、ひなの里は6カ月先の予約が可能なることから、来年10月1日以降の予約ができる令和2年4月1日からの施行と

なり、利用料金の適用は令和2年10月1日からとなります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

(自治振興課長) 済みません。発言のちょっと訂正をお願いいたします。先ほど提案説明の本議案は本年7月に定めた鴻巣市使用料等の適正化に関する基本方針と申し上げましたが、本年8月ということで訂正のほうをお願いいたします。よろしく申し上げます。

(委員長) 訂正の発言については以上ですので、ご了承願います。

以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(永沼) おはようございます。使用料の改定ということでご質問させていただきます。

初めに、鴻巣市使用料等の適正化に関する基本方針の中にもありますが、料金改定に伴う目指すべき取り組みの中で料金改定を行う一方で、業務改善を通して原価の削減に継続的に取り組むことが不可欠と書かれてあります。本施設、今回値上げされる施設の具体的な取り組みはどのような考えをお持ちなのか。

それと同じようにこの基本方針の中にサービス拡充と稼働率の向上では、料金改定による値上げとなる場合はこれまで以上に利用サービスの拡充を図ることが必要とあります。これら値上げされる本施設の利用サービスの具体的な拡充について、考えについてお答えしていただければというふうに思います。

あと確認なのですが、施行期日が令和2年2月1日から施行するというふうになっていて、経過処置として2年4月1日だったり、10月1日だったりということになっておりますが、この理由について確認をさせていただきます。

それから、使用料の値上げがされた場合には市民への……

(委員長) 永沼委員に申し上げます。

(永沼) 一問一答なのですか。済みません。

(委員長) はい。議案の番号と一問一答という形をお願いいたします。

(永沼)今の質問は、全体に絡んでおります。一問一答だったのですね。済みません。

(委員長)今ので執行部のほうは、質問の意図は理解されましたか。暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時18分)



(開議 午前9時21分)

(委員長)では、休憩前に引き続き会議を開きます。

(環境経済部長)質問の中で今回の料金改定に伴って業務改善だとかサービス改善というのがどんなことがあるのかということがご質問でした。

まずは、今回の改正の基本方針というところに、サービスの前に大前提として利用者と利用者ではない使われない人の公平な負担、負担割合、負担をしっかりと見直すということが今回の見直しの基本方針でございます。そして、日々の業務の改善というのは実際日々の改善ということが当然あるわけなのですけれども、全体の中でも説明があったと思うのですけれども、公民館関係はその利用の予約方法を体育施設等と同じように、利便性高いような予約システム入れていくというようなことが1つあります。それとほかの施設、そういったものがないところに関しては日々の改善をより見直しをしていく。そして、来年度予算に向けて問題となっているようなところをしっかりと見直していくということであるかと思えます。

以上です。

(市民生活部長)それでは、あわせて今この環境経済部長が申し上げたとおり大もとでございますけれども、こちらの市民生活部で所管しておりますコミュニティセンター、市民活動センターにつきましても、やはり公民館と同じような予約システム等をコミュニティセンターにつきましてもは今後補正をこれから出ますけれども、予約システムで利便性を向上するのと、使っていない方と利用している方との、これはやっぱり使っていない方のことも同じ税金を払っているということで基本方針の

中にもありますけれども、これを大もとにより一層施設の利用状況、それから修繕等につきましても利用料金の値上げの中で今後検討していくという形になっておりますけれども、また指定管理ですとかその管理の方法も民間等を入れておりますので、その辺につきましても今後指導等を強化していくというふうな形になると思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

（自治振興課長） それでは、順次各施設の、まずサービスの提供についてというお話でしたけれども、まずコミュニティセンター。先ほど部長からもありましたとおり、まずコミュニティセンターにつきましては予約システムが新たに今後、この後補正予算のほうで出しますけれども、新たに市民の利便性を高める。また、今利用している方だけでなく、他の方も利用しやすいシステムの導入ということでサービスの提供が拡大されるのかなというふうに考えております。

市民活動センターにつきましては、現在指定管理をしているわけですが、毎年度ごとに事務の精査をしまして、また4月から5月にかけてアンケート調査も実施しておりますので、そういった中で市民要望を伺いながら改善に向けていくという努力もしておりますので、それについては引き続き実施してまいります。

また、利用サービスの拡充でございますが、コミュニティセンターにつきましては非常に30年を経過する古い建物となっております。その点、トイレですとか和式であったりとか、そういったものを洋式化したりですとか雨漏り等の修繕であったりとか、先日30年度ですけれども、本町コミュニティセンターにつきましては雨漏り等の理由から、屋根、外壁等の修繕工事も行っております。そういったことで修繕費も高額になってきております。また、この後来年度に向けては市民センターの改修工事と、そういったものも想定されておりますので、引き続きこういったサービスの拡充を、また施設の設備の投資という部分も含めまして、手数料等の、使用料等の上昇はやむを得ないものかなというふうに捉えております。

また、2月、4月ということではなぜ違うのかということですが、これ予約の、コミュニティセンターにつきましては2カ月前からということで2月から施行し、4月の分からということになっております。市民活動センターにつきましては、一般利用が5カ月前の予約で、登録団体につきましては6カ月前からの予約というふうになりますので、4月施行の10月1日適用ということで周知期間も含めてこのようになっております。

以上でございます。

（農政課長）議案第84号の笠原稲穂センターにつきましては、笠原公民館と併設されている施設でございます。先ほど部長のほうから説明がありました。来年の4月から予約システムが開始（P.9「利用料金のシステムは2月1日より稼働」と発言訂正）されます。利用者にとって利便向上がされることが期待されます。

また、議案第85号の川里農業研修センターの件ですが、この施設は大変老朽化が進んでおります。進んでおりますので、利用者がより一層安全に利用できるように指定管理者等に対して今まで以上に指導していきたいと考えております。

以上でございます。

（環境経済部参事兼商工観光課長）それでは、勤労青少年ホームからひなの里についてまとめて、済みませんが、答弁をさせていただきます。まず、今回の改正につきましては利用料金を改正してサービスをアップするというよりも、利用者負担の公平性を保つというのが前提としてあります。今後につきましては、ご指摘のとおりより一層サービスの充実を図っていくということを心がけてまいります。鴻巣市勤労青少年ホームにつきましては市外の方の利用ができること、それから先ほどの答弁でありましたとおり、運動施設と同じようにインターネットを使った予約システムに組み込まれまして、鴻巣市勤労青少年ホームもインターネットから予約ができるということでサービスの向上につなげております。

また、花久の里の利用料金につきましては歳入は指定管理者の歳入とな

りますので、指定管理料の減額に向けて交渉ができるかなと思っております。なおかつ、指定管理料を下げるだけでなく、より一層のサービスの充実を図っていくような内容についても協議をしていきたいと思っております。

ひなの里につきましては、利用料金につきましては市の歳入となりますが、観光協会が指定管理を請け負っておりますので、より一層のサービスの充実を図ってまいりたいと思います。

以上です。

（農政課長）発言の訂正をお願いいたします。

稲穂センターの利用料金のシステムの関係ですが、利用料金のシステムは2月1日より稼働ということで、4月1日の料金は適用するというところで訂正をお願いいたします。

（永沼）取り組みについてはわかりました。予約システムについては、全体の議会の中でもご説明あって、そのほかに具体的にあるのかなというお話をちょっとお聞きしたかったものですから、トイレの洋式化とか施設の修繕というお話が出てきたので、わかりました。

次に、今回の施設値上げされるに当たって、市民への周知方法についてお聞きしたいと思えます。

（委員長）各部署。

（永沼）はい。全体的なので、代表して。

（環境経済部長）一般的に言われる広報、ホームページ等で行っていくことになると思うのですがけれども、済みません、こちらのほうも総合政策課のほうでちょっとまとめてやっているところで、1施設ずつ個別に出していくということはまずしないというふうに考えられますので、こちらのほうでちょっとスケジュールをしっかりと組んでいると思えますので、ちょっと済みません、具体的な何月号、何月号というのが私のほうではちょっとお伝えできないのですがけれども、広報、ホームページ等で、あとは施設に掲示をしたりというようなことで行っていくというふうに考えております。

以上です。

（永沼）当然ホームページと広報等で周知しているのは私もわかるのですが、各施設の窓口の中でいついつ値上がりますよとか、そういう周知とかされるのかどうか、ちょっとそういうのをお聞きしたかったのですが。

（環境経済部長）各施設で当然予約される方に次、何月から、何年からこういうふうになりますよ、幾らになりますよというのは窓口等でやっていくというふうに考えております。

（自治振興課長）コミセン、市民活動センターにつきましては、利用されている登録団体等がございますので、そちらにつきましては通知のほうをするなどして料金の改定があったことのお知らせをしたいと思えます。また、施設の窓口、そちらのほうにその料金の改定のご案内のほうを申し上げまして、また事務員のほうも口頭でのサービスもできますように努めていきたいというふうに思っております。

（永沼）議案第84号の笠原稲穂センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の中で備考の2の中で市内在住でない者、市内在勤でない者という文章が追加されてくるわけですけれども、こういった市内在住、市内在勤でない者であるかないかというのはどのような形で予約のときとか把握していくのか、ちょっとそれだけ具体的なことを教えてください。

（農政課長）お答えいたします。

登録の際に住所の確認をするというのを公民館のほうから聞いております。このシステムに登録する際に、利用者登録する際に登録をしていただくという話を聞いておりますので、その際に市内在住か市外かというのを確認するという話はお聞きしております（P.31「団体登録の際に団員の構成名簿の提出で確認する」に発言訂正）。

（永沼）申請をする場合は、代表者名を書くようになっていて、あと例えば30人利用だったら30人と人数を書くようになっておりますが、その30人がその人数によってまた金額が変わってくるような形になっておりますが、その人数をどのように把握するのか。人数と在学、あと在住というのはどういうふうに把握するのか、ちょっとその辺がよくわからないので、それを教えていただきたいなと思えます。

(農政課長) お答えいたします。

団体登録の際は、団体の名簿を提出させるということで確認するとお聞きしております(P.31「団体登録の際に団員の構成名簿の提出で確認する」に発言訂正)。

(永沼) 議案第87号でございますが、勤労青少年ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例なのですが、済みません、これも同じですね。市内在住かどうかというのは、同じようなお答えになると思いますので、これは除きます。

議案第88号なのですが、鴻巣市花と音楽の館かわさと設置及び管理条例の一部を改正する条例、これについてなのですが、実はこの条例の中にはほかの条例にもあるように毀損という平仮名から漢字に変わっているというのを一部改正に求めているわけなのですが、実はこの管理条例の一部の中にもき損という言葉が平仮名で入っているわけですが、これは入れなくてはいけないのではないかなと僕は思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時34分)



(開議 午前9時36分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(環境経済部参事兼商工観光課長) ご指摘のとおり、これも見落としてしまったと思いますので、この例規を担当しております総務課と調整をしながら今回条例改正をしておりますけれども、総務課、ちょっと確認をさせていただいて対応させていただければと思います。

(永沼) 恐らく委員会の中で訂正をして、それを議会運営委員会の中で報告して、それで最終の議会の中で訂正して発表するような形になるのかなとちょっと思うのですが、その辺の方向づけを後で教えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

私から以上です。

(菅野) そもそもこの適正化に関する基本方針を読みますと、使う人と

使わない人がいるから、公平性を確保するのだと。それから、維持管理費なんかが高くなっているのに、料金が低いから上げるのだと。それから、人口が減っていくとか、とにかく平等性や公平性が前面に出ていますが、今回の引き上げによって影響額は3,079万4,300円とここに載っているわけですね。3,000万のためにこれほどの引き上げをしなければいけないのか。100円とか150円で借りられるということが、市民の皆さんがいろいろ市政発展のために会議をしたり、文化やいろいろな体育面や健康面、いろいろあると思いますけれども、そのために集まりをするということはどれほど市民生活を前進させているかと思うのです。その観点がないと、勝手に集まって公民館や好きのところ利用して対価を払っていないというふうに捉えていると思うのですけれども、そもそも市政というのはこれだけではないと思うのです。

再開発見てごらんください。すごくお金がぼこっと落ちているではないですか、1つの企業に。ですから、その思いしたら多くの市民にこれほど施策の行き当たるものはありません。実際に引き上げた場合どういうことが起こったか。総合体育館を300円引き上げたのです、1時間、突然。そしたら、あそこで利用しているスポーツクラブの方が高いからといってほかのところを探すのに、体育施設のあるところを探すのに本当にあちらこちらと回ってほかのところを探してやるようにしたというのです。いろんなできるところ、バドミントンのできるところを探してやると。1時間300円引き上げるだけでそれほどの努力をしたということ聞きまして、とにかく鴻巣の市政がここで3,079万4,300円上げなくても大型開発を少し探せば億単位のお金が浮くと思います。

私は、政策が間違えていると思いますので、この引き上げには全て反対をします。政策としてこういう市民の文化やふだんの生きがいに結びついているところにメスを入れて、しかも5年ごとに引き上げるというわけでしょう。そうすると、今市民生活が年金も上がり、給料が上がり、上昇気流のとき上げるならいいのです。今は年金は下げられ、会社も給料は下げられ、企業ももうからないと、大変いわゆる低迷のときにこの分だけ引き上げて、5年ごとに引き上げるとなると、これは市民にこ

のことがわかればどれほど落胆し、ある意味では今まで例えば月2回やっていたのを、そうすると1回にするとかやめてしまって地域の、もし安いのなら集会所とか、そういうところへ行こうよとか、集会所などもいっぱいですから、みんなが利用したい時間は決まっているわけですから、そうすると市民の文化や、それから体力向上などという、そういうところがおざなりになると思うのです。どうしてもこれはやらなければいけない施策として打ち出したのかと、どこからどういう考え方、どこの数値からそもそも大もと出てきたのかお聞きします。何が足りないから、こういうふうになら3,000万集めることになったのか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時41分)



(開議 午前9時41分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(環境経済部長) まず、3,000万から超えている、金額がふえる、これを得るために使用料、手数料を改定したと、それはちょっと違うと思います。公平性を保つということの今まで余り見直しもしてこなかった。そのような中見直した結果として3,000万からのお金がふえたということでもあります。

それと5年に1回値上げをするのではなくて見直しをするということでございます。結果的に値上げになるのか、いや、今回もちょっと先ほどありましたけれども、一部下がったものもあるというようなこともありますので、一般的に下がらないのではないのというお話あるかもしれませんが、見直しをするということでございます。

それと一部の施設で料金を上げたことによって移動したのではないかということもありますけれども、そういう面では当然その施設の利用が減ったわけですがけれども、ほかの施設も利用する機会がそれでまだあったわけですから、より効率的にいろんなところの施設が使われたのかなという理解も一部ではできるのではないかなというふうに考えております。

そういうことで1つは、全体的なことというのは総合政策のほうやってきているわけですが、あくまでやっぱり定期的に見直しをして利用者と利用していない人の公平性というものを毎回毎回その年代年代とか、に見直していこうということでございます。今回は、そういったものをずっとやってきていなかったということで、このタイミングでやらせていただくということでございます。

以上です。

(菅野) 見直しといっても引き下がることはないのです。引き下がったのは、部長どこかわかりますか。映画館です。市長がいつまでも指定管理料出して、Tジョイに。いつまで金出すのですか。すごく金出してTジョイの映画館の利用料金が1個引き下がっただけでほかはみんな上がっているのです。市長がお気に入りのところは下がって、市政として公平性なら何であそこ上げないのです。上げれば、また市がお金出すようになるけれども、全部市が出しているのですから。Tジョイだけです、下がったの。

こんな大もとからそもそも不公平で、私が言っているのは市民のいわゆる文化や体力向上やそういう面が上がれば、2回のところが1回になったりして、だって市民生活は向上していないのです。今、年金も上がり、給料も上がっているときなら私も認めます。でも、本当にそういう状況ではないのはもう市役所の職員の皆さんが税金いただいている立場でござんじだと思えるのですけれども、これはそういう上昇のときに上げるのなら認めますけれども、今回ましてや高齢化社会が進んでだんだん利用できる人は多分少なくなります。今生出塚団地の集会所見ても70過ぎの人たちが多くのコミュニティを担っているものですから、若い人が来ないから、そのうち、だからあと5年もたてば、今いっぱい利用していますけれども、半分に減るねと言っているのです。いずれそういうときがこの状況でも来ると思えるのです。今のようにならば利用という状況にはなりません。利用している人の多くは、40代の働いている方が多いので、やはり60過ぎとか、そういう人たちが本当に多いのです。

ですから、今焦ってこんな上げなくてもそんな市政に市が潰れるほど財

政的な負担になることは、私はないと思います。ですから、もう少し我慢していただければ、それよりもよい市政を行って、収入もふえて、市民の皆さんが税金ももっといっぱい払えるようになるという、そういう方面に市が活性化のための施策をきっちり打ち出すべきであると思います。みずからの努力が足りないとは思いますが、それで、市民に対して利用者が多いのだから、もっと取るよというのは本末転倒であると思いますが、どう思いますか。本末転倒です。

（環境経済部長）今菅野委員のほうから例えばその先利用者がかなり減ってしまうのではないかなということになると、実は施設をそのたびに、例えばでは廃止していけば維持管理の費用が減っていくかと思うのですが、逆にすごく減ると施設を維持していくのというのはすごく大変になってくるのです、税金も減ってくるので。すごく減ると逆に値上げしなくてはならないときというのが来るかもしれないのです。そういう論理から言うと、例えば人数がふえたとかなんとかということではなくて、5年に1回そういったものを毎回毎回しっかり見直していくということが今回のこの条例改正の基本的な方針ですので、そんなことで今回はその時期と、今までやってこなかったもので、こういったものをしてしっかりとやっていくということを決めるということで、このようなことでやらせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

（菅野）今までやってこなかったと言いますがけれども、今までこの料金でやってこれたわけですから、なぜ受益者負担がここに出てくるのかと。先ほども何回も言っているけれども、市の行政は貸し館業だけではありませんと、市の全体を見てどこで市民生活にその市民の生活の安定を提供できるかというところで判断するのだと思うのです。まして一番地域で文化や生活を担う人たちの部分に、そこに人数が多いからターゲットで負担をかけるのは、市政の政治のありようとして正しくないですよということを言っているのです。これをやらなくても鴻巣の市政はほかに十分節約できるところがあると思います。

市長が4億もかけて橋つくりたいというの、あの4億やめるだけですぐ

できます、2年も橋できていませんけれども。2億の予算だけれども、2億でできるわけないのだから、安養寺に橋をつくるなんていうことを打ち出したり、そんなことが議会や執行部から、議会で私たちは反対しましたよ、賛成した人で多数決やられたけれども。執行部もそれに対して市長に物が言えないとおかしいではない、言えない。そんな市政の大もとを正すだけで4億とこの3,000万では10年もあるではないですか。政策見直すだけで上げなくてもできるという、これが……

(委員長) 菅野委員に申し上げます。あくまでも質疑の場ですので、質疑に撤してください。

(菅野) だから、どうだと聞いているのです、金の使い道で。そのとおりだと言ってください。あんたの言うとおりと、市長に言うよと言ってください。

(環境経済部長) 予算編成に関しては、市内のいろいろな分野があるわけです。福祉から土木行政からいろんな、当然その中に生涯学習のということもあるわけですからけれども、そういったものをバランスを見ながら予算編成していくということでございます。ですので、今回はその3,000万を得るがためにこの条例改正をするのではないと。そうではなくて毎年見直していくということを決めた中で3,000万という値上がりになったということでございます。

以上です。

(菅野) ちょっと最後になる、この中で1つ、最後の1個だけ聞きたいことがあって、文化センター、最後だ。87号まだですっけ。

(89までの声あり)

(菅野) 体育館です。市民体育館。

(違うよ。入っていないよの声あり)

(菅野) 市民体育館違う。入っていない。

(体育室があるだけの声あり)

(菅野) では、だめだ。もうこれ以上言いようない。反対だから、それだけです。

(野本) では、幾つか質問させていただきます。

80号から行きたいと思いますが、ここにはふれあいセンター、市民センター、本町コミュニティセンター、3つの施設がちょうど入っているので、比較しやすいなと思うのですが、例えばこの料金を出すのにさまざまな条件を金額に換算して、そのことから出していくというような基本的な考えがあったと思うのですが、例えば同じようなサイズとかの部屋はみんな同じような料金になっていると見ていいのか、その辺からまず伺いたいと思います。

（自治振興課長）委員さんのご質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

委員さんがおっしゃられるとおり、面積が基本的に人工、人件費、物件費、全体の総面積、それから利用可能な貸し出し面積、そういったところで基本的には面積がある程度同じものにつきましては同等の金額になってくる。コミセンにつきましては、1カ所だけ、集会室というところが2カ所あるのですけれども、それにつきましては面積が大きい分、2倍の料金ということで400円ですか、というところで変わっております。その他につきましては、基本的には1.5倍の150円まででおさまっております、金額が2倍以下のものについては据え置きということで金額のほうは上がっていないところもございます。

以上です。

（野本）そうすると、今回金額が2倍になったというところはその算定の試算がたしか5倍でしたっけ、以上に膨れ上がる場合が2倍ということだったと思うのですが、例えば今の集会室に関しては具体的に現状が幾ら、試算は幾ら、それで2倍になったという説明はできるのでしょうか。

（自治振興課長）まず、市民センターの集会室でございますが、現行額が200円、算定した金額が1,043円、5倍を超えましたので、2倍ということになっております。それから、本町コミュニティセンターですけれども、現行額が200円、算定額が1,365円、5倍を超えましたので、料金が2倍というふうになっております。

以上です。

（野本）あと今回の見直しの中で周辺施設の近隣か周辺かわかりませんが、の料金などの状況を考慮しているというふうになっているかと思いますが、周辺のというのはどういうところを参考にしているのか伺います。

（自治振興課長）近隣の上尾市ですとか伊奈町、桶川市、北本市、行田市等を調査しました。基本的に平米に応じて利用料金の、ちょっと施設の目的によってその金額がどうしても差異があるものですから、床面積と時間、それで料金でちょっと確認をしたところ、おおむねこの金額を超える、もしくは同等程度のコストであったということと言えます。ちなみに、桶川市の例でいいますと、集会室、60平米から510平米で1時間あたり150円から600円、北本市さんで床面積256.73平米の集会室で、こちらが3時間、4時間という貸し出しになるのですけれども、こちらは3,000円から1万円。一部1時間当たりの料金にしますと、900円から約1,000円という金額になります。それから、行田市ですとか熊谷市においても、行田市についてはおおむね1時間あたり270円から450円、熊谷市は1時間800円前後のコストになるかなというふうに。一応それからしますと、こちら決して金額的には高いものではないという把握はしております。

（野本）それでは、81号のところでも伺いたいと思いますが、ほかの号でもよかったのですけれども、鴻巣市民が使う割合あるいは市外の方が使う割合というのは把握をされているのでしょうか。市民活動センターの場合は駅に近いので、その比率がほかのところよりは市外の利用もあるのかなと思うのですけれども、その辺のデータはあるのでしょうか。

（自治振興課長）委員さんご指摘のとおり、市外の利用も多いというのは確認はしているのですけれども、割合までちょっと申しわけないですけれども、出しておりません。基本的には登録団体、それから一般利用、両方ございまして、登録団体につきましては基本的には鴻巣市民だけということではなくて半数以上がというところもありますので、その中に当然市外の人も含まれている。また、一般の利用につきましても当然市内、市外にかかわらず含まれておりますので、こちらにつきましてもちょ

っと数字の把握のほうはできておりませんが、ただ利便性がやっぱり駅から近いというところもありますので、市外からの利用も非常に多いということは伺っております。

以上です。

(野本) この市民活動センターの稼働率というのは、データがあるのでしょうか。

(自治振興課長) 今こちらで持っているデータのほうなのですけれども、ちょっと単純稼働率ということで申しわけないのですけれども、平成29年度で73.5%、平成30年度で74.5%という数字になっておりまして、比較的稼働率、稼働の高い状況であるというふうに把握をしております。

(野本) このぐらいの稼働率になると、なかなか予約がとりにくいという、曜日とかによっては、場合があると思うのですけれども、基本的には登録団体の利用が多いと考えてよろしいのでしょうか。

(自治振興課長) まず、登録団体につきましては6カ月前からの予約ができるということで、一般の利用の方より1カ月早く利用の予約ができますので、そういった面でのサービス面をつけています。それと一般の利用につきましては、その後あき部分を埋めていただくという形になりますので、一般の利用の方の、昨年、29年度より30年度は若干下がっているという状況のデータも出ております。

(野本) では、ちょっと議案番号順に聞いていくので、87号のところでは、勤労青少年ホームの設置、これ内容の質問ではなくて条例のつくり方の部分で、この条例だけはほかの条例のつくり方と違って別表の書き方が何々を何々にというふうに書いていないのですけれども、これは何かそういう書き方の決まりがあるのでしょうか。ちょっと何かその理由があってこうなっているのかなと思ったのですけれども、あるのですか。

(環境経済部参事兼商工観光課長) 例規の改正上、わかりやすさを第一にするのですけれども、鴻巣の場合溶け込み方式といたしまして、改正する部分だけを表記して、この部分がこう変わるというのが通常のやり方なのですけれども、青少年ホームの場合、備考欄も変えますので、よりわかりやすくするために別表の部分を含めて、新しくはこうなりますと

いうほうがわかりやすいという判断のもと、このような改正の方式をとっております。

以上です。

(野本) ほかの議案と見やすいという部分ではかえってわかりやすくはなっていないのかなという印象があったものですから、ちょっと質問をしました。大きな問題ではないので、ただ聞いただけでありますけれども。

あと、では89号の産業観光館条例のところですが、この場合は使用料を倍に改めているということは具体的に計算額がどのくらいだったのか、2倍にとどめたということなのか伺いたいと思います。

(環境経済部参事兼商工観光課長) 会議室で申し上げますと、午前中3時間で現行が600円なのですが、算定をいたしますと3,330円になります。同じ会議室、午後の利用ですと4時間で800円ですが、算定をいたしますと4,440円。多目的広場、午前中3時間で900円ですが、算定額は8,325円。多目的広場、午後につきましては4時間で1,200円のところ、算定額では1万1,100円となりますので、大きく差がありますので、2倍という改定をさせていただいております。

以上です。

(野本) では、これはいいです。わかりました。それでいいです。ちょっと質問の仕方を間違えてしまって、88号のほう、ちょっと戻らせていただいてもよろしいですか。88号のほうで伺います。ここは、1.5倍の使用料になっているのかなと思いますけれども、サロン、花久の里ですよ。サロンの稼働率というのはどの程度あって、その3,000円にすることによってかえって利用できなくなる、稼働率が下がるリスクというのは考えていらっしゃるのでしょうか。

(環境経済部参事兼商工観光課長) 具体的な稼働率につきましては、把握をしておりますが、花久の里のサロンについては5月の花まつりのとき、それから2月、3月のびっくりひな祭りのときには、そのサロンを花久の里の専用としてイベントで使用しておりますので、一般の方の利用ができなくなってしまう。そのほかでは、ピアノの発表である

だとかプロの方によるコンサートだとかいろいろ稼働をしておりますけれども、音の反響であるだとか周りの雰囲気であるとか大変人気のある施設ですので、利用料金は今回改正により高くなりますが、現在のところ、その辺のみ込めるのではないかと考えております。以上です。

（野本）どのくらい市民が使えているか、あるいは市外の利用がどのくらいあるかというデータはありますか。

（環境経済部参事兼商工観光課長）市内、市外のちょっと把握はしておりません。平成30年度の利用状況ですと、会議室につきましては午前中が96回であるとか、サロンにつきましては年間で午前、午後分かれますけれども、212回の利用があるということを考えますと、それなりの稼働率もありますし、市内だけではなく市外の方の利用もあるのかなということが想定をされます。

（野本）この会場、サロンについては非常にいい、利用しやすい、雰囲気もいいということではいろいろな方が利用していると思うのです。稼働率が出てこないとよくわからない部分もあるのですけれども、施設によっては稼働率が高くて、市外の人的人气もあって、市民がなかなかとりにくいというところも出てくると思われるので、そういうデータをとっていただくと市民が利用できているのか、利用できないのかというところがわかってくるのかなというふうに思います。稼働率と、あと市民、市外というところのデータを今後とることはできるでしょうか。

（環境経済部参事兼商工観光課長）大変参考になるご意見ですので、稼働率と、それから市外、市内の利用につきまして統計をとってみたいと思います。

以上です。

（大塚）それでは、議会初日に市長からの提案説明の中にもこの部分については細かい話が読み上げられました。したがって、使用料等の審議会をもって今回出された施設の使用料は具体的な金額になっていると理解をしております。そこで、各施設によって建設年度や供用開始の時期が間違いなく違うはずですが、そこで初めに伺いたいのは、今回は全

一般的な見直しということで議案として出されておりますが、過去において鴻巣市全体の中で今回のような大きな見直しを総合的にやったことがあるかどうか、これはわかればお伺いをしたい。

それから、各施設ごとに、冒頭申し上げたように、使い始めたタイミングが違いますので、過去において使用料の変更、当時は利用料ですか、の変更等をしたことはあるかどうか。この2点についてはいかがでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時07分)



(開議 午前10時08分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(自治振興課長) まず、委員さんご指摘の大きな改正というのが記憶がはっきりしていないのですけれども、過去に経営政策課において金額のほうを改正、それ恐らく今ちょっとはっきりと言えないのですけれども、17年、18年ごろではないかというところで今お話もしたところなのですけれども、その際にコミュニティセンターにつきましては、はっきりちょっとここも申しわけないけれども、何年に改正したと言えないのですけれども、無料から有料化、それで今の金額、1時間100円というような金額のベースになっております。また、市民活動センターにつきましては25年の開設当初から有料化で現状の金額になっております。

以上です。

(農政課長) お答えいたします。

笠原稲穂センターにつきましては、公民館と併設されております。ちょっと私も時期のほうつかんでおりません。申しわけございません。川里農研センターにつきましては、料金改定が当初より行われていないと思われまます。

以上です。

(環境経済部参事兼商工観光課長) 勤労青少年ホームなのですが、例規の改正の履歴を見ると、平成19年の6月29日に条例を改正していますの

で、このときに合併後無料だったものを有料化している、このときが改正かなと思われます。その後勤労青少年ホームについては、料金の見直しはないようです。花久の里につきましては、平成18年9月のオープンと思われますので、そのときから料金の改定は行っておりませんが、28年に地場産センターがオープンしたときに会議室等の料金のちょっと見直しを長屋門の会議室を1、2に分けたりしていますので、そのときに料金の改定はしているようですが、増額かどうかはちょっと済みませんが、把握をしておりません。ひなの里につきましては、平成23年のオープンですので、その後料金の改定はしておりません。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時12分)



(開議 午前10時12分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(農政課長) 公民館の使用料の徴収について資料見つかりましたので、ご説明させていただきます。

平成19年10月1日の利用分から使用料を公民館は徴収しております。あわせて稲穂センター、同じ施設になりますので、同じと思われます。

(委員長) 3課におきましては、詳しい資料をまた後でご提供願います。

(大塚) 本来ですと、本会議の中で常任委員会とすると過去の全体的な見直しはどうかというのを聞くべきだったと思います。今回が当委員会にかかわる部分ということで細かいところなので、わかればということで質問をした次第であります。

今回の使用料の改正後、その施設の利便性の向上も図っていくのだという、その1つの具体的な中身としては予約制への取り組みと申しますか、新たなシステムをとということになっているはずですが、今現在予約制については、皆さんよくご存じのようでいくと、スポーツ施設がまさしく予約制。それぞれ利用する団体が利用に関しては予約制のシステムにのっとって団体の登録等を行ってやっているはずですが、こここのところも数年前でし

ようか、その利用団体、登録団体についても現状に合っているのかということ、場合によるとダミーという形もあるのではなかろうかということ、一度整理をしたのだなという記憶があります。これからこの予約制を取り入れていく中で適正な予約団体、登録団体、これらについても全体でチェックをするようになるのかなと思います。

1つこの施設の中で気になるのが自分の住んでいるところから近いということ、川里農業研修センターなのですが、今現在はいわゆる完全なるアナログ方式でこの日にあいていますか、事前の電話もしくは窓口での予約をもって利用をしているのが利用者のイメージというか、現状だと思います。これらについても十分利用される方にお伝えをしていかないと、農研センターに限らずなのですが、混乱を来す可能性があるのかなという一部心配をしております。そこで、これから周知をしていくという答弁がありました、個々の施設の中で実際に来年のことなので、私はタイミング的にはもう今からやるべきかなと、個々の施設においても、そのように思っておりますが、委員会が違ふといえればそれまでなのですが、周知のタイミングについては部長会議等の中で早目にやりましょうという提案ができるかどうか、それについてはいかがでしょうか。

（環境経済部長）今回の議会が終わった後、当然どっちにも経営政策会議というのがありますので、周知のタイミングというのをどんなふうに行っているのかというのを改めて確認をさせていただきながら、より早い周知のほうをお願いしてまいります。

以上です。

（大塚）最後に1点です。冒頭、菅野委員からも指摘があったように今回の従前の利用状況から勘案をすると、金額的には3,000万円を超えるような金額で入る部分についてであります、影響があるだろうという資料も出ております。要は3,000万円を超える金額の使い道の中で恐らく影響してくるのが、数年前に出された公共施設等管理計画が多分かわってくるのかなと思いますが、その施設で具体的に上がった分、収入増となった分をその施設へ使う、その施設のみに使うという考えなのか、あるいは全体を通して、今はちょっとはつきりしないところもあると思

ますが、それについては何らかの話、方針は具体的に出ているのでしょうか。

(環境経済部長) こちらは、予算編成の中で決まっていることで、来年度予算についてのまだはっきりしたものが出ていませんので、その中で決まっていくものだというふうに考えております。ちょっと具体的にその金額をどこにとかということは、実際には話題にはなっておりません。以上です。

(大塚) なぜその質問をしたかというのと、現在今議案として出されているそれぞれの施設の中でも、恐らく今回もう別の議案として出された例えば財産の取得、稲穂センターです。あれなんかは、もう全く金額の大きいものなので、別扱いになると思うのですが、それぞれの施設の中でこれは早急に収入増になる見込みであれば、この分だけはやらなくてはいけないとかやってほしいという要望があるとか、そういう計画があれば、もしこの場でわかればお伺いをしたいのですが、それぞれの施設でいかがでしょうか。なければ結構です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時18分)



(開議 午前10時18分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市民生活部長) 市民生活部の所管の部分については、まず設計とか調査の段階ですけれども、修繕の必要のあるところはちょこちょこあるのですが、大きな修繕になるかどうかというのはこれからになりますので、とりあえず市民生活部の所管についてはすぐに大きな予算を要求するというのは今のところございません。

(環境経済部長) うちの環境経済部のほうもなかなか古い施設と新しい施設ちょっとまざっております。その中で実際の今の財政の予算のつけ方というの、なかなか大改修ができないというような状況でございます。その中で当然やっていかななくてはならないところもあるのかと思うのですけれども、そういった状況を鑑みながら、予算の状況等見ながらやっ

ていくということで、早急にここがだめだということろまではいっていないのかなというふうに考えております。

以上です。

（大塚）この後、最後決算認定もあるので、恐らくそこにもきょうの施設に関する細かな部分がかかわりが出てくるのだろうなというふうに理解していますので、質問は以上です。

（金子）今回の改正の案をご説明いただきまして、全体的に今まで統一的なものがなかったというところで、今回しっかりと今後を考えて統一的なものをしっかりつくって市政の運営をしなくてはいけないというところに関して理解をさせていただきました。そんな中でちょっと全体的な質問になってしまうのが多いのですけれども、ちょっと今までの質問でかぶらないところで何点かご質問をさせていただきます。

まず、1点目なのですけれども、今回の施設の金額を決めるに当たって人工ですとか土地の広さとかというところで考えられているかと思うのですが、施設がいろいろありまして、これ指定管理の業者も違ったりとかするような認識でいるのですけれども、特に人工の部分って管理業者とかの人工で計算をしているのか、それとも画一的に同じような人工計算をしているのか、人件費の部分です。人件費の部分が統一的なのか、それとも施設によって業者が出してくる人件費でやっているのかというのを教えていただければと思います。

（自治振興課長）まず、コミュニティセンターなのですけれども、指定管理がふれあいセンターと本町コミュニティセンター。市民センターが直営ということになっているのですけれども、基本的な人工の計算につきましては大きな変更はしておりません。ただ、若干市民センターのほう、直営というところもありますので、数字的にはちょっとずれが生じている。ただ、いわゆる受益者負担の割合としましては50%ということであえて分けてはおりません。それから、市民活動センターにつきましては一般利用と登録団体利用がありまして、こちらにつきましては受益者負担割合を登録団体は50%、それから一般料金のほうは100%ということで、ここで差をつけております。

以上です。

（農政課長）笠原稲穂センターにつきましては、公民館と同じ施設になっております。公民館と同じ人工を使わせていただいております。農研センターにつきましては、指定管理が行われておりますので、指定管理との関係で稲穂センターと違う人工は使わせていただいております。

以上です。

（環境経済部参事兼商工観光課長）調べさせていただいて、後ほど答弁をさせていただきます。

（自治振興課長）済みません。先ほど人工の数字的な部分でいいますと、指定管理者が0.4で市民センターのほうで0.63というところで、若干このぐらいの差が出ております。人工差が出ております。

（金子）ちゃんと実態によって差がついているということを理解させていただきました。

あと先ほど野本委員のほうから質問、花久の里の稼働率等のお話で今後とっていくことを検討いただけるというお話でしたが、ほかの施設に関しても市外からの利用がある場合等は私としても稼働率を見える化するということは今後必要なのかなということを思っておりますが、ほかの施設の方はいかがでしょうか。

（自治振興課長）市民活動センターにつきましては、大まかな数字をとるように努めたいと思います。それから、コミセンについては比較的市外の利用が少ないですから、現在も途中大分過ぎてしまっていますが、その辺含めてちょっと確認のほうとっていきたいと思います。

（農政課長）笠原稲穂センターにつきましては、先ほどから話しておりますが、公民館と併設されております。公民館自体が市民の利用を大前提にしておりますけれども、今後市外の利用者も検討、検討というか、使用料取りますので、委員の言われているとおり、稼働率等調査していきたいと考えております。また、川里農研につきましても使用料金取っておりますので、その把握については努めていきたいと思います。

（環境経済部参事兼商工観光課長）勤労青少年ホーム、鴻巣と吹上2カ所ございますので、2カ所とも稼働率と、それから市外の割合等を調査

いたします。それとひなの里につきましても同じように稼働率と市外の割合調査をさせていただきます。

以上です。

（金子）今のデータの取得のところなのですけれども、ちょっと今回一般質問出しているのであれなのですが、システム導入で予約がとれるようになるということは、システムの中にいろいろと情報が入ってくると思うのです。ちょっとどういうデータをとるのかというのは、また一般質問しようと思うので、あれなのですけれども、メールアドレスとかというのが取得ができるのであれば、住所とかが取得できるのであれば、そのデータも活用すれば効率的に取得ができると思うのですけれども、そういったようなご検討は今されているかどうか教えてください。

（自治振興課長）予約システムの関係ですけれども、基本的にコミュニティセンター、そちらのほうがこの後補正のほうで出ささせていただいて、承認を受ければ一応そちらのほうで進めていきたいと思えます。実際今お話の点につきましては、現在スポーツ課で行われているいわゆる紙ベースの登録の状況の中にはちょっとそういったものが入っておりませんので、その辺も含めてちょっと確認をしながら規則について検討していくという形になるかと思えます。現状の中でちょっと今できる、できないというのはまだ議論していませんので、お答えのほうはちょっとできない状況です。

（農政課長）笠原稲穂センターにつきましては、先ほどから何回もお話ししていますが、公民館と併設されております。公民館のほうで予約システムを今回入れるということで、そちらのほうに稲穂センターの分もあわせて計上していただいておりますので、詳細の説明はちょっと私のほうではできないので、申しわけございません。

（環境経済部参事兼商工観光課長）鴻巣勤労青少年ホームにつきましても、鴻巣中央公民館のシステムの中に組み込まれるという形になりますので、その辺の情報共有をしてまいりたいと思えます。

以上です。

（自治振興課長）済みません、ちょっと先ほど体育施設に伴う様式の中

でメールアドレスとか、そういったものがあるかという、済みません、入れられればという話だった。こちら既にスポーツ課の施設の中に入っていて、うちのほうの現在の規則の中にございませんので、あわせた形で進めたいと思います。

以上です。

(委員長) 以上、ご了解願います。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 今回の公共施設の一斉料金の引き上げは、市民の皆さんの文化や、それから日常的ないろいろな市民生活の中での活動の拠点としての場所の引き上げをするものです。一斉に全ての施設を引き上げて、影響額が3,079万4,300円と資料に示されておりますけれども、公共料金の引き上げは市民文化と密接につながっている部分ですので、この部分を無理やり引き上げなくても、市には大型開発を正すとか、それから市民の密着した政策によっては転換していくと、いろいろな方法で予算を削減する方法はあるわけですので、この全ての引き上げには反対をいたします。

(委員長) 一応議案番号を言ってください。

(菅野) 何号だ。

(委員長) 80から。

(菅野) さっき番号書いてあるね。ちょっと待って。ちょっと見せて。80号だけでは、だめ。全部言わなくてはだめ。議案第80号、番号だけでいいですか。80号、81号、84号、85号、87号、88号、89号、以上です。

(委員長) に対して反対いたしますと。

(菅野) 反対いたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第80号 鴻巣市立コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 鴻巣市市民活動センター条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 鴻巣市笠原稲穂センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 鴻巣市川里農業研修センター条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 鴻巣市勤労青少年ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号…

(済みません。議案第88号は訂正してから採決とったほうがいいのではないかなというふうに思うのですが、これを採決とってしまうと、僕も手挙げてしまうのですが、き損をそのまま換置しないまま賛成だというふうになってしまうのですねの声あり)

(委員長) 条例の部分ですね。

(ええ。これ一回保留しておいて後で訂正したものでの声あり)

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時34分)



(開議 午前10時55分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで農政課長から発言を求められておりますので、許可します。

(農政課長) 議案第84号、笠原稲穂センターの条例に関する改正のところで、団体登録の会員に市内、市外の確認の話をさせていただきました。確認の結果、団体登録の際に団員の構成員名簿の提出で確認をするということで訂正をお願いいたします。

以上です。

(委員長) ただいまの訂正の発言については許可することでご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

それでは次に、議案第88号ですが、採決のほうは後にさせていただきます。

次に、議案第89号 鴻巣市産業観光館条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 鴻巣市消防団条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(市民生活部副部長兼危機管理課長) それでは、議案第82号 鴻巣市消防団条例の一部改正につきまして、ご説明させていただきます。議案資料としまして、新旧対照表を配付してありますので、ごらんください。この条例改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布されたことに伴いまして、鴻巣市消防団条例における欠格条項から成年被後見人、被保佐人を削除するためのものです。具体的な改正内容としましては、条例中第6条第1項第1号の「成年被後見人又は被保佐人」を削除するもので、それに伴いまして2号と3号を繰り上げて、第7号第2項中の「又は第2号」を削除するものでございます。また、地方公務員法にあわせて第3号中の「免職」を「懲戒免職」に改めるものです。以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(菅野) どういうことでそもそもこういう条例が入ったのか。それから、不都合なことがこの間あったのでしょうか、消防団の方が。そういうので削除することになったのか、そこら辺のいきさつをお聞きしたいと思います。

(市民生活部副部長兼危機管理課長) まず、この条例改正なのですが、先ほどご説明しましたとおり、国の法律の改正によるものなのですが、そもそも国の改正というものが成年被後見人であったり、被保佐人であっただけで資格を欠格条項とすることは差別につながるというところから、まずはそういった成年被後見人または被保佐人であるだけで資格をなくするのではなくて、一から審査するということが基本として国の法律が改正されております。それが改正されたので、それにあわせて消防団条例についても、欠格条項として同じように成年被後見人また

は被保佐人であるだけで消防団になれないという欠格条項がございましたので、それを削除するためのものでございます。

それと、もう一つのご質問で、これまでにそういった事例があったかということなのですが、特に記録はございませんので、そういう事例はなかったというふうに考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第82号 鴻巣市消防団条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 鴻巣市印鑑条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(市民生活部参事兼市民課長) それでは、議案第83号 鴻巣市印鑑条例の一部を改正する条例につきまして議案の趣旨をご説明いたします。

今回の改正は女性活躍推進の観点から旧姓を通称として使用しながら活動する女性が増加している中、さまざまな活動の場面で旧姓を通称としてより使用しやすくなるよう住民基本台帳法施行令が改正され、本年11月5日から希望により申請をした方に限り住民票や個人番号カードに

旧氏を記載することが可能となりました。これを受け、平成31年4月17日付総務省自治行政局通知による住民基本台帳法施行令の改正に伴う印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されました。このことから、本市では鴻巣市印鑑条例の一部を改正し、印鑑登録においても旧氏による登録を可能とするとともに、旧氏による印鑑登録証明書を交付できるようにするものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（永沼）鴻巣市印鑑条例の一部を改正する条例でございますが、今回この旧氏を併記するための手続ということができるということになるわけですけれども、このためには一番最初に必要な書類というのはまず何が、手続上何の書類が必要なのか、それをちょっと教えてください。

（市民生活部参事兼市民課長）旧姓の併記をする手続としては、戸籍謄本、旧氏が記載されている本人の戸籍謄本等を持参をしていただくことになります。

（永沼）必要書類はわかりましたので、こういった住民票、マイナンバーカード等への旧氏の併記の具体的な手続方法というふうなものはどのようになるのか。また、その手続時間はどのくらいかというのだけ具体的に教えていただければというふうに思います。

（市民生活部参事兼市民課長）現在手続等については、まだ国からは示されておりませんが、住民基本台帳の協議会のほうでもどのようにするかということで今検討しております、11月5日の申請に向けて現在準備をしておるところでございます。

以上です。

（永沼）先ほどご答弁ありましたように、令和元年11月5日から施行するという事になっておりますが、もうすぐでございます。市民への周知方法については、どのような方法で行っていくのか教えていただければというふうに思います。

（市民生活部参事兼市民課長）現在住民票への併記については、国のほ

うからチラシ等がこのような内容で周知をするようにというお示しがされておりますので、この印鑑条例の改正が可決となった以降においては印鑑条例もあわせて市民の方へはホームページ、広報紙等で周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

（永沼）これは、参考なのですけれども、参考にお聞きしたいのですけれども、市職員で旧氏、旧姓でお仕事をされている方っていらっしゃるのでしょうか。

（市民生活部参事兼市民課長）現在市役所の職員で通称、旧姓を使用している方というのは14人ということ職員課のほうから聞いております。

以上です。

（永沼）参考になりました。

（大塚）今回の条例改正ですが、現実的に鴻巣市の窓口、本庁もしくは支所の中で、もとの名字を使いたいだけけれどもというような問い合わせ等は過去にあったのでしょうか。

（市民生活部参事兼市民課長）現在そのようなことはあったということには聞いてはおりません。

以上です。

（大塚）それともう一点なのですが、具体的に印鑑証明の場合は今までの書式に加えてその部分が追加されたものが印鑑登録と印鑑証明にも影響というか、それは出てくるのでしょうか。

（市民生活部参事兼市民課長）住民票に併記されるということは、旧姓の欄が一部欄ができます。旧姓ということ。旧氏です。それに伴って印鑑条例が可決した後では印鑑証明のほうにも旧氏という欄がありますので、そこでできます。それがもとに印鑑登録の改印をするかどうかということも本人様に決めていただくということとなっておりますので。

以上です。

（大塚）確認ですが、住民票もしくは印鑑証明の交付をお願いしたときに、それはそのときに選択ができるということよろしいか。最後です。

(市民生活部参事兼市民課長) 印鑑条例のこの改正については旧姓併記を住民票にすることで、印鑑証明も連動するという形になっておりまして、例えば婚姻をするときに、本人が旧姓で印鑑登録しているところではいつもだったらそれを改印して、新しい登録するのですけれども、この旧姓ができることで印鑑登録を旧姓のまま使用できるようになるので、そういう意味では働く女性にとっては手続等のそういう手間が省けるかなということだと思います。

以上です。

(金子) 今の大塚委員の質問に付随しての質問なのですが、今おっしゃったのは、もともと旧氏のものを使って印鑑を使っていて、結婚して変える必要がなくなる、改印をする必要がなくなるというお話だったのですが、もう既に結婚して何年もたっていて、新たに印鑑をつくるときに旧氏でつくるということもできるのですか。

(市民生活部参事兼市民課長) そのときにはやはり住民票に旧姓併記をすることで旧氏の印鑑登録という、登録の改印になりますので、あくまでも。それは旧姓併記をすることで可能となります。

(金子) ということは、公式なものとして旧氏が成立、ちょっとこれわかるかわからないかわからないのですけれども、今結構携帯とか何かの契約事で名字が変わってしまうといろいろと問題が出てきて、免許証とか印鑑証明とか住民票とかに旧氏を書いていないので、それを自分の身分証明として使うことができないようになっているのですけれども、民間のサービスも含まれるので、わかるかわからないかわからないですけれども、今後は住民票を含め、併記されるということは旧氏で契約事とか何かもできるようになるのかというのをわかれば教えてください。

(市民生活部参事兼市民課長) 現在の印鑑登録のこの条例改正については、公的な証明ということにはなっておりますけれども、実はまだ民間とかいろいろな場面で旧氏がどのように使われるのかという運用については、具体的に国のほうに現在総務省住民制度課のほうに埼玉県中央地区の協議会としてその辺の確認はっておりますけれども、まだちょっとどのような運用になるかというお示しはされておられませんので、この

場でお答えすることはできません。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第83号 鴻巣市印鑑条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 鴻巣市森林環境整備基金条例について、執行部の説明を求めます。

(農政課長) 議案第86号の鴻巣市森林環境整備基金条例については、環境保全や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な財源の安定的確保を目的とする森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年4月1日から施行され、令和元年度から市町村及び都道府県に対し森林環境譲与税の譲与が開始されることに伴い、本市における森林整備事業の推進、木材利用の促進や普及啓発等を図るための財源とする基金を設置するものであります。

なお、森林環境税は、令和6年度から課税することとされております。

ご審議のほどお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) 議会で質問もあってお答えされていますけれども、再度お聞きしていきたいと思います。

議案の説明にもありましたように、令和元年度から市町村及び都道府県に対し森林環境譲与税の譲与が開始されて、本市における森林整備事業の推進、木材利用の促進や普及啓発等を図るための財源としての基金を設置するというふうになっております。本市としまして、森林整備事業の推進、また木材利用の促進、普及啓発等、この具体的な内容というのはどのようなことをお考えになっているのか、それをお聞きしたいと思います。

(農政課長) お答えします。

具体的な活用ということですが、例えば小中学校では教室で使用する机や椅子の購入、また理科室、図工室等の椅子の購入、また公共施設の床の張りかえ、公園のベンチ等、遊具等を考えておる次第でございます。以上です。

(永沼) 今のは木材利用の促進等の具体的な内容だったと思うのですが、普及啓発等についてはどのようなお考えをされておりますか。

(農政課長) 普及啓発につきましては、現在関係部署と協議して今後進めていきたいと考えております。

以上です。

(永沼) 関係部署と協議して、いつごろ検討結果というか、それをまとめられる計画でいますでしょうか。

(農政課長) 今、今議会にて提出させていただいておりますので、今後の予定については今現在では未定ということをお願いいたします。

(永沼) 最後にですけれども、この基金の使い道というのは、もうこれに限定されているものというふうな考えでよろしいでしょうか。

(農政課長) 森林譲与税につきましては、これ森林に関することにしか使えないということ限定されているということでお答えさせていただきます。

(菅野) 要するに木材利用の促進や普及啓発ということですが、

実際に本市の場合は具体的にどのような事業という、その方向が見えているのでしょうか。460万7,000が農政費で計上されていますけれども、今後の額も含めて具体的にこういう方法で何かやっていくというのが決まっているのでしょうか。事業と予算。

（農政課長）先ほど永沼委員の質問のほうにお答えさせていただいたので、学校の椅子、机等です。あと、今後関係部署と協議して、とりあえず基金に積まさせていただきます、利用方針を協議していきたいということをお願いいたします。

（菅野）学校の机、椅子って北本見ると、電車に乗ると雑木林が線路沿いにちゃんと、市長の政策の中で雑木林を一定量つくっているのですよね。電車に乗ると雑木林が見えますけれども、一定区間目立つところに雑木林をつくと決めて、つくっているのです。北里の公園なんか見てもそういうふうにされているのですけれども、そういうふうに椅子や物をつくるだけではなくて、陸上競技場も木がいっぱい植わっていますけれども、町なかにああいった場所があるなら一定区間、木を育てて雑木林をつくるという、そういうことも事業に入るのでしょうか。

（農政課長）公園整備等森林、その整備については、この森林譲与税については使われないということ。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

（なし）

（委員長）では、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第86号 鴻巣市森林環境整備基金条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(野本) まず、15ページの多面的機能支払交付金返還金で、2つの団体が返還ということで繰り入れになるということですが、具体的にどのような金額がそれぞれ返還をしたのか伺います。

(農政課長) お答えいたします。

小谷南グリーンネットが234万8,148円、もう一つの団体が北根田んぼ環境保全会5,862円でございます。

(野本) そうすると、大部分が小谷南グリーンネットですが、この金額は小谷南グリーンネットに出された金額のどの程度だったのでしょうか。

(農政課長) お答えいたします。

小谷南グリーンネットにつきましては、平成26年度から平成30年度まで活動をしてきていただいております。合計金額として2,227万6,726円の交付金が出ております。その中で残金として今回234万8,148円の返還があったということでお願いいたします。

(野本) そうすると、返還された分というのは活動終了しなければ使った分なのか、活動していても余った分なのか、要するに活動終了以後の金額なのかということ伺いたいのですが、活動で余った金額なのか、活動終了した後に使うべき金額がその期間中に残っていたのかということ伺いたいです。

(農政課長) お答えいたします。

この交付金につきましては、100%活動していただくという、国費50、県費25、市費25で交付されております。この交付金につきましては、全額使っていただくということを前提で交付しておりますので、小谷南につきましては団体が活動をやめるということで、残ったお金を全部清算ということでお願いいたします。

(野本) わかりました。そうすると、もう一つの北根のほうの残金はどうのような理由で残金が出るのでしょうか。

(農政課長) お答えいたします。

北根田んぼ環境保全会5,862円ですが、これは交付金事業の中の一つの種類、資源向上支払長寿命化交付金の事業を5年間活動したということでございます。この事業につきましては、5年間で終了したということで、この事業分の返還ということでお願いいたします。

(野本) もとの交付金の意図としては使い切ることなのだけでも、使い切らなかったのも、返還をするというやり方をするということですか。

(農政課長) 先ほどご説明しましたが、原資が全部国、県、市のお金になっておりますので、使い切らなかった分は返すという考えでございます。

(野本) そうすると、最初にこのくらいの誤差というのはいり得ることなののでしょうか。5,000円くらい誤差はある、最初に使い切るぴったりくらいを交付するのだけでも、若干誤差は出ますよねというような数字と見てよろしいのですか。

(農政課長) 当初活動団体のほうから計画が出て、何に使うのだと、どのくらい必要なのだという計画がもちろん出るわけでございます。それに対応して、交付金のほうも交付しておりますので、多少の執行残が出るのは間違いのないということでお願いいたします。

(野本) 次に、19ページの自治振興課のところ、公共施設予約システム改修委託料ということですが、これは改修ということは今までのものをどのように改修するのか、何をどう改修してどうするということを伺いたいと思います。

（自治振興課長） 現行の体育施設に使われております予約システムにつきまして、公民館とコミュニティセンター、こちらのほうを追加することで、大きなシステムそのものの変更というのをごさいます。基本的な改修のための費用としましては、基本料と、それから1部屋当たりの室料としてコミセンにつきましては1万円掛ける25枠の消費税10%ということで27万5,000円、公民館のほうにつきましては、改修に伴う基本料というところで、そちらのほうと室料合わせて補正のほうを要求している状況でございます。

（野本） そうすると、これは自治振興課が負担する分という捉え方でよろしいわけですね。

（自治振興課長） はい、そのとおりです。

（永沼） 29ページ、専決処分にもなりました賠償金なのですけれども、このような事故というのは職員の事故とは余りよくないのですが、今後の対策はどのように考えていらっしゃるのか教えていただきたいと思えます。

（環境課長） 今後の対策というか、事故の報告があった後、速やかに環境課の職員全員を集めまして、今回の事故の内容を説明し、今後こういうことのないように、十分注意をするようにという職員に対する注意喚起のほうはもう既には行っております。

以上です。

（永沼） 33ページ、危機管理課の災害支援体制整備事業なのですけれども、今回災害支援体制整備事業債ということで基金があったから、今回それを使ってマンホールトイレの設計委託料ということで出ているわけなのですけれども、もともとこの基金というのですか、緊急何とかと言っていましたね。それがわかったのはことしということなのですか。以前からわかっていたということなのか。

（市民生活部副部長兼危機管理課長） ことし財政担当のほうが県の職員と調整している中でわかりました。

以上です。

（永沼） この基金というのはいつからあったものなのか把握しています

か。

（市民生活部副部長兼危機管理課長）済みません、今この場でわかりませんので、後でお答えさせていただきます。

（大塚）それでは、同じく33ページの災害避難所のマンホールトイレの件なのですが、今回は当初2個を予定していたものを4個に追加をしたという説明でした。このマンホールトイレは、ここ数年の間それぞれの学校においてふやされているというふうに理解をしております。年数がたちますと、例えば設計の中身、でき上がるもの自体も年々違いが、より精度の高いものになっていくのかなというふうには予想するのですが、具体的に前の年、あるいは前々年にやったもの等々との比較ができるかどうか、設計されてでき上がる予定のものがよりよいものとしていわゆるマンホールトイレの工事というか、施工になるのか、そこら辺もしおわかりになれば伺います。

（市民生活部副部長兼危機管理課長）マンホールトイレは、基本的な仕組みは同じでございますので、変わってくるとすれば、水を流す際にプーの水を使うとか、地下水を使うとか、そういったところで違いが出ますので、中の配置の関係が変わってきますので、それによって金額が変わったりとか、深さが変わったりということはあると思います。それと、マンホールトイレを設置してから上物として、テントといいますか、囲いとかトイレ部分を設置するわけですがけれども、そこら辺につきましては当初設置から随分年数もたっていますので、その辺は新しいものが出ているかもしれません。そういったところで差があるかと思います。以上です。

（大塚）実際にもう既に何校か設置済みであります。できれば使わないほうにこしたことはないと思うのですが、今現在19の小学校のうち、どのぐらいのところまで来ているのか、いわゆる設置校の数がわかれば。それから、地域の皆さんは何か工事しているねというのは認識、記憶はあるのですが、実際に使うとなると、今説明にありました、上の囲いに当たる部分がどこにあって、誰がどのようにするかというのはなかなか情報が流れていないような気がします。そこら辺今回の補正でせつかく

出てきましたので、マンホールトイレについての、利用することがあってはいけません、万が一のことも含めて丁寧に説明をしているかどうか、それについてはいかがでしょうか。

（市民生活部副部長兼危機管理課長）まず、設置済みの学校の数なのですけれども、現在8校が終わっております。

それと、地域の人への使用の周知といいますか、方法についてなのですが、何校かで学校に設置してありますので、学校の職員と市の職員で設置の訓練をしたことはあるのですが、まだ大規模に地域の方をお呼びして、皆さんの前でというのはやっていない状況ですので、今後その辺についても現在もやる必要が、必要性については担当職員のほうで持っておりますので、今後開催していきたいと考えております。

以上です。

（大塚）各地域で年々微妙にふえている自主防災組織の活動の中で、できたらそういったものも体験の一つの選択として取り入れて、学校に遠いところ、近いところがあるかもしれませんが、ぜひそういったこともプログラムの一つに加えていただいて体験をしてもらう、見てもらう、さわってもらうというのも有効かなと思います、そこら辺については今後検討ということでいかがでしょうか。

（市民生活部長）まさしく委員の言うとおり、指定19校が全部小学校になっております。この小学校にマンホールトイレをこれから少しでも多くつくっていききたいというのが担当の考えですけれども、今後防災訓練についても、やはり地域で、地区で防災訓練を小学校中心にやっていただきたいというのが今後の考えですので、今後地域の自主防災組織を含めて、どんな防災訓練ができるのか、これをまた利用してできるのかということも含めまして、いろいろ出前講座等にも行きまして、自主防災組織の、ちょっと説明していきたいというふうに考えております。

以上です。

（菅野）小谷のグリーンネットの残金なのですけれども、幾ら残金になっているのでしょうか。10万単位ですか。100万単位ではないですね。残金。

(200の声あり)

(菅野) 差額。234万8,000円ではないですよ。

(234万8,000の声あり)

(菅野) 234万8,000円から227万、では七、八万ですか、残金というのは。

(何事か声あり)

(菅野) 違いますよね。

(北根の分が約6,000円。引いたところが小

谷分の声あり)

(菅野) 残金というのは幾らになったのですって。

(返還金でしょうの声あり)

(菅野) うん。返還金返したのは。

(委員長) 聞きたい。もう一回。確認する。

(菅野) 234万。

(何事か声あり)

(農政課長) 小谷南グリーンネットの残金は234万8,148円でございます。

(菅野) あれはたしか福田元議員とか何人かでやっていると思うのですが、普通いただいたものは計画に従って今まで消化してきていたのではないかと思うのですが、どのような種類のものをして、途中で返還するようになるというときに、集団でやっていると思うので、何らかの必要な財源としてきっちり計算して請求していると思うのですが、234万というのは大きい返還金ですよ。ここら辺のはどうしようもないやり方だったのでしょ。もう突然ぱつとやめてしまうという、農業ってなるのですか。ちょっとそこら辺お聞きします。普通ならないと思うのだけれども、今までちゃんと……

(農政課長) 小谷南グリーンネットにつきましては、設立年度は平成20年からやられております。この平成20年当時は農地・水・環境保全向上対策という事業で取り組んでいただいております、26年8月からこの多面的機能支払交付金事業に変わりました、参加していただいている次第でございます。この事業では、農地維持支払交付金の支援向上支払交付金事業がございます。中身としては水路の泥上げ、草刈り、地域の一斉清掃、

農業用施設の点検、補修等がございます。おのこの各年度において活動していただいていたわけなのでございますが、先ほど話しましたとおり、支給額が2,227万6,726円となっております。その中の約1割弱の返還が今回出てしまったと。実際この事業活動終了しないで、また繰り越してやるということであれば、この残金は繰り越せたお金でございます。以上で説明を終わります。

(菅野) 集団でやっていたと思うのですけれども、途中でできなくなったというのは、その中で多くを占めていた方がギブアップしたと、そういうことなのでしょうか。集団でやっていたというのなら何らかの方策がなかったのかなと思うのですけれども。泥上げとかそういうのって、だつて決まった作業ですよ。不思議だと思うのですけれども。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時45分)

(開議 午前11時46分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(環境経済部長) 小谷南は、今回の多面の前からやってきていると。一定の成果を得て、そういう面では団体のほうがこれで一通りの活動が大体できてきたということでの終了ということ。当然農地はずっとありますので、今後継続してやっていかななくてはいけない部分ではあるわけですが、それは各地先の方々がそれぞれやっていくということで、一定の事業が終わったということで、今回は終了しているということでございます。

(菅野) 要するに多くもらったから返したと。わかったか、わからないか。

次、29ページのごみ処理施設に1億円積み立てということでこの決算、補正だからあれか。決算を見ると、11億2,497万8,937円がここに載っていますけれども、ここにさらに1億、今度は補正だから、積まれるということでしょうね。12億になるということですが、きのうも説明会がありまして、事業費を幾らと見込んで1億とかって積んでいるのか、

そこら辺はどういうふうになっているのでしょうか。

結局きのうも未消化で終わってしまって、参加した人も、北本と行田がどうなるのかということがはっきりして、事業が当初の決まったとおりに一直線に進んでいるのでしょうか。ちょっとそこら辺が非常にあれなのですけれども、そこがわからないと幾らを目安に今度補正で1億ずつ積むのかというのも出ないと思うのですよね。事業が全部確定しないと。それには行田と北本と鴻巣と3市でやるわけですから、足並みがそろわないとできないと思うのですけれども、その点はどうなのかというのを1点だけお聞きします。

(環境経済部長) こちらは、本会議の質疑の中でもお話をしましたけれども、鴻巣、行田、北本の環境資源組合というのは今のところ何も変わっておりません。事業のほうはこのまま進むということで、そうすると当初29年つくった事業計画からいうと、熱回収施設、炉のところとか、処理する部分だけでも鴻巣市の負担というのは10億は下らないような状態なのです。それに用地買収、周辺道路として余熱等を入れると、今12億と言いましたけれども、今回の補正を入れて13億1,000万だと思うのですけれども、それでもまだ足りないかなと。そうこう言っている間に来年から用地買収、そして工事が始まってくるわけです。そうすると、支払いのほうに出てきますので、基金をためられる時期というのにも限りがあるわけです。そんな中でできる限り財政的な余裕があるときにこのものを将来的な支払いに向けて基金を積んでおくということでございます。以上です。

(菅野) 行田は市長がかわって、自分のところで作るって言っているのではないのですか、もともと土地があるのだから。行田がいなくなると、248億も出して、今までと同じ形をつくるとは思えないし、北本だって市長がかわって、結局首長がかわれば、今まで決めたから、こうだというふうにはならないと思うのです。そこら辺がきのう私もそれぞれの言い分はわかりませんが、吉見なんかはもうやらないとなってしまうと、今度説明会がまた夜やりますね、あそこは。夜説明会、住民説明会2回もやるわけです。やはり住民の中であれほど集まって質問して

も答えないで帰ってしまっていてみんながそれぞれそういうのではなくて、説明も昼だけではなくて、吉見のように夜もやるとか、そういうもう少し住民に、多額の金を使うのですから、納得のいくやり方にならないかなとつくづく思いました。この1億をいつまでどうやって積んでいくといたって、どんどん、どんどん積んでいくといたって、わからないではないですか。結論あって予算というのあるのであって、結論がはっきりしないで予算だけ積んでやるといたって行田が1抜けた、北本1抜けたといたらどうするのですか。だから……

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時51分)

(開議 午前11時53分)

(委員長) 会議を再開いたします。

(菅野) ここで決めることではないのか何かというのではなくて、ならば吉見は今までのことではなくて、全部説明をすと言っているわけです。ですから、市民に対して一からわかる説明をすべきです。市民が納得いかないうちに決まったことだからといって、どんどん基金をためる、基金だから、使わなければ後に戻せばいいけれども、それまでですけれども、そんなお金の使い方はないわけで、納得をある程度、市民に説明して、納得を得られる状況の中で基金って積み立てて事業を進めるべきだと思うのです。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時54分)

(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(環境経済部長) それでは、質問にお答えします。

ごみ処理施設は、現在のところ鴻巣、行田、北本が6年間をかけて積み上げてきているものです。現在この補正予算も建設に係る予算にまだ足

らないということで積み上げたものなので、このまま予定どおり事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

（金子）1点だけお聞きします。

19ページのコミュニティセンター管理運営事業の委託料のところなのですが、今27万5,000円というところで、先ほどほかの委員の質問でもありまして、その際の答弁で1万円掛ける25枠というお話があったかなと思うのですが、この1枠という考え方がどういうものなのかちょっとお聞きしたいと思います。

（自治振興課長）まず、導入コストということですが、先ほど導入費、基本費用につきましてはまず50万円、これに消費税が入りまして、55万円、それから施設追加費用としまして112万円、そのうちのコミュニティセンター分25部屋で1部屋1万円ということの枠がございまして、自治振興課分として負担を部屋数掛ける1万円というところで見積もりのほうが出ているという状況です。

（金子）済みません、ちょっと理解ができなかったのですが、55万円導入費用にかかっている、112万円別途で全施設のものがある、さらに1枠幾らという形で、合計が幾らなのでしょう。

（自治振興課長）済みませんでした。基本費用50万円の消費税で55万円、施設の追加費用としまして112万円の合計が162万円です。これ税抜きですので、税込み価格が、ちょっと済みません、漏れていました。ですので、25万円というのは追加費用の112万円の中に含まれるというふうになります。

（金子）わかりました。今システム的なお話をするので、部署がちょっと違う可能性はありますが、一応お聞きしたいのですが、既存のシステムに部屋数を追加するだけで112万円かかる委託料というのは、システムを販売していた私からすると、すごく法外な委託料なのではないかなというのがすごく疑問で、ちょっと委託の業者との契約の話になるので、何とも答えは出ないと思うのですが、通常であればそういった同一システム内にちょっと追加するぐらいであれば、作業人工もそんなに、

下手したら1人のエンジニアがちょっといじればできるぐらいのものなのではないかなと予想ができて、この辺のシステムをいじるときの料金というのは今後業者の選定なりなんなり、委託の取り決めというところも含めてご検討を一度されたほうがいいのか、それとも明確に本当にすごく工数がかかるものなのかということも含めて、一度しっかりご検討されたほうが今後の支出を抑える、歳出を抑える上で重要なのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(自治振興課長) 今現在の予約システムにつきましては、株式会社TKCというところとやっているわけなのですけれども、こちらの企業につきまして、今回情シス含めて見積もり等にとって、今回コミュニティセンターにつきましては、応分の負担ということで連絡が来ているものですから、具体的な調整等は行ってはいないのですけれども、一応導入スケジュールを、今後10月から業者の契約が入ると思いますので、それまでに担当課のほうにつきましては、一度お話のほうさせていただきたいと思います。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で……

(市民生活部副部長兼危機管理課長) 委員長、済みません。

(委員長) 追加。

(市民生活部副部長兼危機管理課長) 先ほど午前中永沼委員からご質問いただいて、その場でお答えできないということありまして。

(委員長) これ90号の部分。ではないよね。

(市民生活部副部長兼危機管理課長) 90号です。

(委員長) 了解。

(市民生活部副部長兼危機管理課長) 後でお答えしますというふうになって。

先ほどの永沼委員からのご質問の中で緊防債が何年から使えたのかというご質問をいただいたのですが、その場でお答えできませんでしたので、

お答えさせていただきます。平成23年度から東日本大震災を契機としまして、平成23年度から使えたものでございます。

以上です。

(委員長) 質疑はございますか。よろしいですか。

(なし)

(委員長) 以上、了解願います。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第90号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

ここで、午前中の質疑において3課長より発言を求められておりますので、発言を許します。

(自治振興課長) 議案80号の大塚委員さんのほうからのご質問で、公共施設のコミュニティセンターの見直しはいつ行われたのかというところで期日ははっきりと答えられませんでしたので、お答えさせていただきたいと思います。

条例の改正が平成19年の7月1日施行の平成19年10月1日適用という、以後の利用にかかわる使用料から適用されておりました、無料から有料化されたと。この有料化された基本的な流れなのですが、合併に

よりまして、市内の類似施設に有料、無料の施設が混在する状況でありました。合併後3年をめどに再編するという合併協議の方針に基づきまして、使用料の見直しが行われたものです。

以上です。

（農政課長）議案第84号、笠原稲穂センターの使用料の見直しにつきましても、先ほどの答弁と同じで19年10月1日から見直しがされております。

同じく第85号、川里農業研修センターにつきましても、19年10月1日から料金の見直しを行っております。

以上でございます。

（環境経済部参事兼商工観光課長）議案第87号の勤労青少年ホームにつきましても、合併のときに平成17年9月の条例改正におきまして無料であった施設について有料化しております。その後、平成19年6月にも同じく料金の改定がございまして、今まで無料であった鴻巣勤労青少年ホームの軽体育館、こちらを1時間当たり200円という改正を行っております。

続きまして、議案第88号の花久の里でございしますが、花久の里につきましては、利用料金の改定は実質行っておりません。ただ、先ほども申し上げましたが、平成28年に地場産センターがオープンした関係で、今まで会議室としていた利用料金を会議室1、会議室2ということで条例の改正をしております。

議案第89号の産業観光館ひなの里につきましては、オープン当初から改正はしておりません。

あともう一つ、午前中の答弁の中で金子委員さんからの質問の中で人工について後ほど答弁をさせていただきたいということでお願いをいたしました、指定管理施設であります吹上勤労青少年ホームの人工につきましては、正職員の割合が0.125、ひなの里につきましては0.05、花久の里につきましては0.125ということで、指定管理施設に市の職員、正職員が1年間でどれくらいかかわっているかというのを算出基礎に、この人工というのを割り出しております。

以上です。

(委員長) 以上、ご了承願います。

次に、議案第88号の関係で執行部から発言を求められておりますので、許可いたします。

(環境経済部長) 議案88号におきましては、永沼委員のほうから改正の内容が条文の中にまだ残っているということでご指摘を受けました。こちらのほうでも調べたところ、永沼委員の発言のとおり、うちのほうが改正からちょっと見逃してしまったということでございます。大変申しわけございませんでした。見逃してしまったのですけれども、今回の改正に関しましては、条文の提出が今の提出されたものだけで出していますので、ここの漏れた部分の改正につきましては、次回のこの条例の改正のときにあわせてやらせていただくということでご了承をお願いしたいと思います。大変申しわけございませんでした。よろしくお願いいたします。

(委員長) それでは、これより議案第88号 鴻巣市花と音楽の館かわさと設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 平成30年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時45分)



(開議 午後3時05分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(菅野) では、29ページのナンバーカードのことで、ここで数値が示されていますけれども、お聞きをするわけですから、鴻巣の普及率は十数%と、全国的にもそういうことが言われていますけれども、何か安倍首相はこれを圧倒的にふやすために2年後ぐらいにマイナンバーは国保と一緒にあわせると言っているのです。マイナーポイントというのです。2021年3月に始まる健康保険証として利用すると、全国22万の病院や薬局にカードの読み取り端末機の購入やシステム改修費を助成して国の予算を数百億円使うのです。それで、紛失したとき個人情報が流出するという懸念が、これ朝日新聞か何かで最近載ったのですけれども、この鴻巣で数値は聞いていますけれども、マイナンバーカードを出した場合、こういう事態になった場合、この情報はつかんでいますか。それから、こういう状態になった場合、鴻巣の医療状態というのがこれに合わせて抜本的によくなるのか、ちょっとこれをお聞きしたいと思って、新聞を読んで記事を書いてきました。まず、マイナンバーのこの点をお聞きします。

(市民生活部参事兼市民課長) そのような情報は、私も新聞資料等で見ておりますけれども、具体的に国のほうからそのような通知等はまだこちらのほうには来ておりませんので、答えることはちょっとできないということでご了承願います。

(菅野) 部長に聞きますけれども、健康保険証とあわせて使うということが行政として施策の大いなる前進になるということになるのでしょうか。でも、これを使うの嫌な人は使わなければいいのですけれども、悔しいことに5,000円を1回だけ補助するというのですよね。この制度を使った人には、5,000円程度を1回補助するって言っているのです。だから、金で釣るというわけですよね。そのために億という金がかかるということを行っているわけですから、非常に汚いやり方をするなと思って。黙っていたら全然普及しないから金で釣ると、国民の税金で。ドイツなんか堅実な国だから、使っていないではないですか。他の国も見直しというときに、これは安倍首相の本当に私は多くの国民がこれわかったら怒ると思います。どう思いますか、これ以上普及することを。

（市民生活部長）確かに今後令和2年度以降マイナンバーカードに保険証等を取り入れるというような報道は私どもも聞いてはいますが、まだ国から具体的にこうする、ああするという、先ほど市民課長も言いましたけれども、来ていませんので。5,000円とかって言っていますけれども、まだそれが方法として、例えばマイナーポイントとかって買い物したときにチャージができるとかという、そういう方式というのは、こういう方向ですよという説明会みたいなものは総務省が資料としては出していますが、ただ保険証とマイナンバーカードを一緒にしたときに、医療機関がそれを読み取る機械等もないと間に合わないわけです。だから、そういうことも含めて具体的にどこからということもありますので、またマイナンバーの普及についても今後もう少し、鴻巣は埼玉県内でも少しいぐらいの状況ではありますけれども、今後マイナンバーカードの普及とあわせてその方法を考えないといけないので、今どうしますって言われても国の施策がどういうふうに、具体的に市で、こういうふうになりますよというのがおりてこない、なかなか今後どうするかというのとも言えないかなと思っています。

（菅野）この費用に数百億使うと言っているわけで、マイナンバーで国民の健康が保障されるわけでも何でもないですよ。世界の国でこんなにマイナンバー、個人情報している、堅実なイギリスなどはやっていますよ。日本だって住基ネットだってあるわけではないですか、今までの。それだっけろくに実際にどうなのかと思うのですけれども、これはマイナンバーに関してはやはりよく住民の立場に立って見ていく必要があると思います。

歳入でいうと43ページ、コウノトリの里づくり基金繰入金に322万6,854円、一番下ですけれども、これが出されていますけれども、市長はコウノトリについても今後どんどん事業を進めていくと、5羽程度放鳥もすると、そこまではっきりもう方針を打ち出しているわけですがけれども、実際に吹上地域につくっていくというのですけれども、豊岡見ても野田市を見ても広大ないわゆる餌地となる湿地とか、そういうところがなければ無理ですよ。豊岡なんか、鴻巣は6万ですけれども、六十数

万ですよね。人口もそうですし、敷地も物すごく広いところでやれている。野田市は、海に近いところで50ヘクタールの土地をちゃんとコウノトリ用に湿地にしたですよ。そういうところでようやくやれて、ようやくではない。そういうところでやれているものが、この鴻巣でやるといったって荒川の河川敷に木があるだの、ちょこちょこっとありますけれども、とても自然の中でコウノトリが子どもを産み、育てる、そして豊岡に至っては巣塔というのを20ぐらい全部立てているわけですよ、木が足りないということで。それで、巣塔で巣もつくれると、そこまでやっているわけですが、鴻巣でコウノトリを飼育するという、いわゆる農家も含めてどういう、今まで何だかという団体が乗り出してというのは聞いていますけれども、近隣の自治体の協力や農協やいろんな分野の協力がどう得られるのか。本当にやっていけるのか。

それと、何回も言いますけれども、吹上のすぐ近いところで花火はやめるのですか。花火やめさせるか。花火の日はコウノトリをどこかへ引越してどこかへ閉じ込めるかするのかもしれないけれども、花火のまちを、あれは商工会の青年部がやっているのですけれども、花火のまちを標榜しながらコウノトリはないですね。コウノトリやるのなら花火なんかやめさせるのですね。コウノトリ驚かしてできるわけない。ちょっとコウノトリについて展望と、それから最終的な予算が幾らかかるのか含めてお聞きします。

(決算での声あり)

(菅野) 決算でね。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時14分)



(開議 午後3時15分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 歳入で言っていますが、47ページに新ごみ処理施設周辺整備受託事業収入、一番下に842万4,000円が入っています。ごみ処理施設につ

いて、日曜日るる説明会がありまして、本当によく市民の皆さんが日曜日の暑い時間にあれだけ集まるって、あれだけ皆さん関心持っているんですね。それで、最後に一生懸命1,500度になるよって温度を話していたら、部長が2回ぐらいやめろやめろと言っていて、もうこのって思ったのですけれども、やっぱり一生懸命勉強してきている彼女、大変立派な方で、私も行っているいろいろ聞かせていただいたのですけれども、そういう要するに市民の皆さんがごみ処理問題については大変関心を持っているということです。今行田と鴻巣と北本の範囲で、どの程度まで話がいついて、今後どうまとまりそうなのかという展望をお聞きします。

(何事か声あり)

(菅野) では、どういう内容。これは来年につながるのか。簡単。ここにアドバイザーがいるのだから。大体自分で考えないでぐずぐず言っていたら出てくる。

(委員長) 議事録も大変なので、もう一回ちゃんと言って。

(菅野) だから……

(委員長) 質問の内容まとめて。

(菅野) では、842万4,000円のこの資金の内容と、これから今後歳出のほうもありますけれども、この内容に沿って事業がどの程度まで進む内容と言えるのかです。

(進んだかねの声あり)

(環境課副参事) ただいま菅野委員の質問に答えます。

こちらの842万4,000円につきましては、組合から依頼された県道内田ヶ谷鴻巣線出入り口の測量設計業務に当たります。こちらのほうが委託料として先ほど説明の中で測量の委託料と設計の委託料、こちらが合計して842万4,000円という形です。内容につきましては、県道の入り口の幅員が25メートル(9月11日P.25「測量幅25メートル」に発言訂正)という形で、延長110メートルを2カ所という形で測量した事業費を組合から市のほうに歳入、繰り入れるお金となっております。こちらが終われば、これから順次組合等の協議の中で工事のほうは進めていく予定にはなっております。

以上です。

(環境経済部長) 今後の展望ということもありましたので、そういう面では今年度の予算で行田から来る、川里方面から来る搬出入路の郷地橋の混雑緩和ということで、新しい搬出入路の測量設計業務が発注されています。進展的には、ことしはそういう形で進展をしております。

以上です。

(菅野) 会場でも言われているのですけれども、事業を進めるに総事業費が幾らかかるかということがなぜ出ないかというのです。普通出ると思うのです。総事業費言わないということは、いつどこでどんどん事業が膨らんでも結局たががはめられないということになるのではないかって市民はやっぱり思いますよね。そこら辺は、総事業費というのは普通事業の中に出ると思うのですけれども、最初になぜ出ないのか。これ市民の声でしたよね。

(環境経済部長) ごみ処理施設は、いろいろなものをつくっていくわけですが、特に熱回収、要するに炉ですよ、炉の部分というのはBDO方式といって業者が20年間一括でつくる、そして管理をするということを一括でやっていく、その金額を競争させて安いところにやってもらうという方式でやっていくわけですよ。それは、今プラントメーカーに見積もりをしているということなのです。実質まだ処理方式というのが、処理方法の選定委員会というところがまだ諮問を出していないのです。鴻巣に最も合っている処理方式は何なのかということもまだ出ていない中なので、近々プラントメーカーから見積もりが出るとは思いますけれども、それは1つの方式ではなくて、幾つか今回組合のほうを示している3つの方式の中で見積もりをとって、おおむねの予算は出るというふうに考えております。

以上です。

(菅野) その予算が出る前に施設つくるのには248億かかると。それから、温浴施設にはサウナやレストランや何かいっばいで12億かかりますよとか。何か本物の数字よりそういう数字がひとり歩きしていますよね。最初にもう温浴施設に12億なんか要らないって、そんな考えの人もあります

し。ですから、市民があれほどの人が懸念を表明して、幾ら行政が一生懸命説明しても自分たちの聞きたいことには答えが来ないという感じで帰っているという。市民があれほど来るということは、大変市政に対して関心を持ってよいことだと思えるわけですがけれども、本来12億の温浴施設なんて決定したものではないですよ。でも、最初にもう出てしまいましたよね、数字的にね。そういうのを正すのではないかって。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時22分)



(開議 午後3時27分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 市民の皆さんが心配するのは、部長が思っているようなことではないのです。あの場所は水が出るところでしょうと。なぜ水の出るところにつくらなければいけないのだと、そこなのですよ。

(それも答えられないなの声あり)

(菅野) そこなのです。ですから、一番のそこが納得できないので、そこに切り込んだ答弁がないので、大丈夫だ、大丈夫だでね。では、どう大丈夫なのかと。その辺のことが……しないわけですよ。

(委員長) 菅野委員に申し上げます。

平成30年度の一般会計の決算認定ですので、そこに焦点を絞って質疑をお願いいたします。また、今回は1人につき40分間という制限もございまして、有意義な質疑をお願いいたします。

(菅野) 40分って答弁がどんどん長くてどうするの。

ごみ置き場に関しては、市民はそんな温浴施設なんて望んでいません。第一行田の人や北本の人がもしこっちへ来るとしたら温浴施設なんか要りませんよ。ですから、計画そのものをしっかり本来初めから見直すべきであると思います。このことを言ってごみについては終わります。

(何事か声あり)

(菅野) 235ページの狂犬病です。飼犬登録事業に84万8,647円が計上されていますけれども、これ毎年やっていますよね。前も言ったけれども、

これはもう狂犬病なんてないから、せめて3年に1回でいいという新聞記事が年中載っているのですけれども、これは何とかありませんか。市民に対して3年に1度でいいですよって言えばそうなるのです。何も毎年やってもいいのですけれども、やるのは3年に1度でいいですよって言えば件数が3分の1に減ると思うのですけれども、なぜ毎年やるようになっていっているのでしょうか。

（環境課長）狂犬病予防注射の年1回というのは、法律にのっとって行っていることでありまして、狂犬病予防法第5条の中で狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならないという法律にのっとって実施している事業となります。

以上です。

（菅野）現に狂犬病はないので、どの国でもこんな年に1回なんかやっていないって言われているのです。実際にあわせてだってやらない。狂犬病なんか出ていないわけです。それは、自治体として何らかの変える手続というのしませんか。狂犬病でこんなこと言っていられないな。同じ答弁なら要らない。

（環境課長）今のご質問なのですけれども、考え方ももしれないのですけれども、まだ世界では狂犬病実際発生しております。今、日本で発生していないというのが毎年狂犬病をやっている上で出ていないという考え方というか、実際そういう状況かもしれませんので、鴻巣市としても法律にのっとって実施を行っていく予定です。

以上です。

（何事か声あり）

（菅野）次は、237ページのコウノトリです。コウノトリの基金、先ほども言いましたっけ、コウノトリ。

（うんの声あり）

（菅野）結論として、いつまでコウノトリをつくるという事業を進めるのか。本当に豊岡並みまでやっていくのか、それともそこそこコウノトリが来て飛んでいけばいいとやっていくのか、そこら辺を……

（委員長）菅野委員に申し上げます。

決算認定を審議した上での関連での質問でしたら許されると思うのですが、まずもって決算質疑を重点的に質疑してください。

（菅野）聞いた上で聞いているのですよ。コウノトリの事業ができるのかと。できると言っているけれども……

（委員長）決算の内容をまず精査した上で、その上で続けてください。

（菅野）ですから、コウノトリについて、市長が行っているのは飛ばすための事業ではなくて、レプリカをつくったり、そういう事業だけであって、本当にやるとなると大変な自然環境がなければできないところであると思うわけです。ですから、それが大変な予算を使って決算に載せられているわけですがけれども、いわゆる福祉や教育や高齢化社会の中で市民の望む施策は他にあるというのです。そういうところに予算を使ってほしいと思います。今もう自公政治のもとで年金は減らされ、大変なのですから、そこに予算を配分してほしいので、こうした特別鴻巣でなければできないという事業でないのなら見直してほしいと思うわけですが、その点はできるのかどうか。できないね。何だってやるって言うのだから。

（環境経済部長）昨年度の決算から言うと、レプリカをつくったりとか、コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラムでの活動だとかということで予算を使っております。今度の施策は、ことしはケージの作成の設計をしております。それと、……をしております。コウノトリの生活できる、放鳥ではなく、まずは施設で飼うということから始めていくわけですがけれども、その先にまだ外で放鳥する計画というのを作成していないわけですがけれども、市長も鴻巣市では放鳥も想定してやっております。それで、実は先例市で関東の中では野田市があるわけです。野田市も、委員恐らく野田市のほうも視察されているのかと思うのですがけれども、一部限られた環境施策、環境の中で放鳥しています。放鳥数ももう3年、4年ですか、というようなことでそれなりの……

（菅野）もういいです。時間がないから。

（環境経済部長）ということで、放鳥まで目指した施策を今後も頑張っ
てやっていきたいと考えています。

以上です。

(菅野) それから、農業政策ですけれども、稲作のところ全般です。要するに鴻巣で……

(何ページの声あり)

(菅野) ページは、全体の中の採算が合っているかどうかということなのです。いわゆる稲作部門で採算が合っているか。それから、267ページでいろいろ農地の耕作の条件改善というところ、大型化するということをひとえに進めているのです。農業委員が大型化をするために新しく仕事を配置して農業委員の役割を変えました。でも、鴻巣の農家は本当に少ない面積の方が多く占めているわけです。ですから、大型化に特化せずに全ての農業の方が採算の合う、いわゆる七、八……統計このす置いてきたけれども、余り大型化ではなくても採算の合う農業として政策がされるかどうかです。ひとえに大型化の補助金ばかりが組み込まれているわけです。パワーアップとか、そういう野菜とか、そういうの含めてどのように今回生産向上のためのいろんな政策が進められたか。農業経営ですね。

(環境経済部長) まず、農業委員の施策というのは大型化のために行ったものではありません。次期の担い手をどうしていくのかというようなことを視点に農業委員会の改革というのが行われたのです。大型化というのは、言われているのは恐らく耕地を大きくするということがあると思います。ここは、当然担い手が少なくなっていく中で大規模農家が出てくるということが予想されます。そういった大規模農家が耕作しやすい条件を整えてあげるとというのが、1つに次世代の農業をやっていただけの方の条件をそろえていくことでは、今からやってももう遅いぐらいなことです。当然小規模でやられて、今までどおりやられている方もいると思います。ただ、その人たちはやっぱり兼業農家としてやっていくというようなことで、そちらのほうも当然残っていくと思いますけれども、農業で食べていく、もしくは次世代をこの耕地をしっかりと守っていく人が耕作できるような条件というのをしっかりとやっていくということも、鴻巣市がやっていかななくてはいけない農業施策というふうに考

えております。

以上です。

（菅野） 鴻巣は、お花や、それから梨とか花や、要するに果樹の農家はかなり一生懸命やっているわけですけども、こういうところへのいわゆる行政としての光の届く補助制度とか、そういうのがこの予算で徹底的にできたとして、そういう決算で、そういうふうにして市はあれですか、それとも住民要求でもっとこういう分野で生産量上げるために施策を今後行っていくというのがあるのかお聞きします。

（環境経済部長） 例えば花の農家に関しましては、267ページの産地パワーアップで生産農家、ハウスの整備であるとかということで補助金をしっかりと使ってやってきているということがあると思います。それと、梨に関してはなかなかちょっと難しいところがあると思いますけれども、農業施策ということではなくて、例えばふるさと納税でしっかりと日本国内、梨の産地としてのPRをしていっているというようなこともあると思います。少なからず農業のほうもしっかりと次世代見据えて踏襲していくというような人には補助金等がありますので、市としてはそういった人たちをしっかりとつかまえて、補助制度をしっかりとそういうところに使えるようにやっていくということが、市のほうの役目だというふうに考えております。

以上です。

（菅野） 耕作放棄地の状況をどう克服するように農家への援助がされているのか。耕作放棄地がどんどんふえていますよね。

（環境経済部参事兼農業委員会事務局長） 耕作放棄地についてなのですが、毎年9月から10月にかけて農地の利用状況調査というのを実施してございます。こちらで実際に農地を耕作放棄地というか、遊休農地等確認いたしまして、その後実際に遊休農地と認められたものについては利用状況調査、意向調査ですか、この農地どうしますかと。中間管理に任せるのだったら中間管理に任せますとか、中には自宅で耕作やりますとか、そういう意向調査まで行ってございます。意向調査まで行ってもまだ残っている荒廃農地は確かにございます。平成30年度で8万

5,410平米残っております。こちらのほう毎年、先ほど言いましたように農地の利用状況調査やった後に今度は意向の調査をして、毎年少しずつでも減らせるようにということでやってございます。

以上でございます。

（菅野）それから、観光事業として279ページでは花と音楽の館かわさとの管理事業費なども含まれています。それから、花です、コスモスフェスティバルとか花まつりとかいろいろされるわけですけれども、もちろん花火大会もその中に入りますが、市に対するいわゆる効果、市の経済がそのことにより活性化する商店街になり、そういう効果というのはどういふ点が大きなお祭りをするこゝで出ているでしょう。数値的に示されるもの。花を見て人間が幸せになるとか花火を見てきれいというのはそれはわかりますけれども、例えば花なら大変お金がかかるわけですよ。人件費も含めてお金もかかる中も含めて、そういうのをする人にちゃんとそれに見合った対価が支払われるのかとか、そういうのも含めて個人に及ぼす影響というのを、観光と影響をどうリンクさせられるのかということをお聞きしたいと思います。

（環境経済部参事兼商工観光課長）鴻巣の観光は、イベント観光といいまして、温泉地や景勝地がございませんので、いかにほかからいらしたお客様が鴻巣市に滞在していただけるか。時間ですね。朝来てお昼を食べて午後帰るといふような形で、鴻巣市内で滞在時間を長くしていただく工夫などをしております。その中で、お昼を食べたり、出店しているお店で購入したりということでお金を使っていただくというのを目標にイベントを計画しております。それが具体的に幾ら鴻巣の商工に反映しているかと、なかなか数字ではつかめないところですので、今後携帯電話の位置情報だとかいろいろほかから来るお客様の情報をつかむ方法が今後安価で提供されると思いますので、そのときには具体的な数字について反映できるかなと考えております。鴻巣のイベントを開催すること、花火大会では60万人のお客様来ていただけますし、日本でも有名な花火大会になってまいりました。そういった大きなイベントをやっている鴻巣市を、鴻巣市民の方はプライドを持ってほかの市民の方に、ほかのと

ころにお住まいの方に自慢できるかなということで、市民のプライド形成にも役に立っているかなと思っております。

以上です。

（菅野）できたらなるべく花火大会でも早い時間に、午前中ぐらいから来ていただいて、夜帰ってしまうときは暗いところただ帰るだけですから、1日鴻巣にとどまってもらえるように例えば名物のおいしい食べ物、有名な食べ物で、これを食べなければ帰れないとか、そういう何かのそういうがっという観光の爆弾のようなものをつくれないかと思うのです。あれだけ人が来るのに、ただもう道をあふれるようにして帰ってしまう。もっとも夜遅いから、花火の場合はね。ですから、そういうイベントができないかなといつも思っているのです。どうですか。

（環境経済部参事兼商工観光課長）花火大会のお話をまずさせていただきますと、商工会青年部も毎年工夫を重ねておりまして、やはり来場するお客様で一番心配なのはトイレなのです。ゆっくり過ごしたいのにトイレが渋滞するからなかなかそこでゆっくりできないという情報を青年部もキャッチしておりまして、有料席には専用で使えるトイレなどを設置して、トイレの心配のない工夫をされております。そういったトイレの心配をまず解消することで、ビールを飲んだり食事をしたりということで、花火大会が始まる前にもステージイベントなどを見学していただいたりしながら、ゆっくり過ごしていただくという工夫をされております。

また、埼玉県の有名な新都心にありますスーパーアリーナ、スーパーアリーナに来る他県からのお客様等が、スーパーアリーナの近くで何か名物的なおいしいものを食べていきたいというところで、インスタグラムやフェイスブックなどSNSで検索をしていただくと鴻巣の川幅うどんが大変評判が高くて、新都心から鴻巣まで足を伸ばしていただいて川幅うどんを食べていただく、いがまんじゅう食べていただくというようなことも聞いておりますので、その辺も今後いい情報ですので、有効に活用していければと思っております。

（菅野）275ページ行くと商工業のほうになりますけれども、鴻巣は何と

いったってエルミができて商店街はもう本当に全部だめになった感じです。スーパーは別ですよ。スーパーは別ですけども、とにかくもうエルミ一強になりました。まして今度は無印良品が入ったらこれまたいっぱいいろいろなもの売っていて、全部エルミで間に合うようになってしまったのです。もちろん小さいお店はほとんどなくなりました。あそこが強いことで生出塚の近くのマミーマートまで影響が出る状態にまでなっていますよね。あちらで買ってしまったりとでも地元で買えないと。いわゆるエルミ一強の状態が続いていることが市内の中小商店にどう影響及ぼしているか。できたら昔のように中小商店が近くできれいなおいしいパンを売っているとか、雑貨物が買えるようないい店があるとか。あってもほとんど暗い状態で何か押されているという感じなのですけども、中小商工業の中山道街の活性化なんて考えていますか。今度の予算を見る限り、いつも決算を見る限り、予算にしろ決算にしろ商店街の振興などは考えられない経済状況ですよ。

（環境経済部参事兼商工観光課長）ご質問の内容につきましては、商工会が一番の身近な存在となりますので、商工会と市と連携をさせていただきながら地元の商店街をいかに盛り上げていくかというまた工夫をしていきたいと思えます。また、やはり地元の商店、事業主さんの気持ちも大変重要なところかなと思うのです。いろんな補助金やいろんな情報を入れていただいて、エルミこうのす一強というお話ありましたけれども、地元のよさ、それから高齢者にとっては身近な商店というのが行きやすい商店ですので、人間関係等を重視した店づくり等も大変重要なこととなると思えますので、その辺は商工会と連携をとっていきたいと思っております。

以上です。

（菅野）観光協会というのは普通駅前にあるのですけれども、鴻巣はどういうわけか人形町のあんなほうにぴっとできてしまったわけですけども、いろんな事情があつてね。観光事業の振興にこれまでのイベントと結びつけてやるという、そういう積極的な施策というのはないものでしょうか、さらなる。

(何事か声あり)

(環境経済部長) 観光協会とはほとんどの…

(菅野) 何で駅前にあるのか。

(環境経済部長) 駅前にあるのはともかく、観光協会との連携というのはうちの商工観光課というのは事業全て連携してやっているわけです。そういう面では、観光の両輪みたいな形でやっております。ですので、観光協会がもちろんあってメインでやっている事業がある、市がやっている事業があるというようなことで、両輪として観光のほう盛り上げているというふうに考えております。
以上です。

(菅野) 観光というなら太鼓ね。この間クレアで諏訪太鼓がやったですけども、鴻巣には諏訪太鼓って太鼓屋さんがあって、その券買って見に行ったのですけれども、あれと何かコラボするとすごく威勢いい。また花とか人形とか食べ物とは違うものがあるというのを本当感じました。別に諏訪太鼓の宣伝ではないのですけれども、太鼓ってすごく人気あるのです。クレアでも年中来ているのです。高いのは5,800円もするのですけれども。ですから、太鼓をどうにか観光とならないかお聞きします。最後に。

(環境経済部長) それでは、太鼓のほうもびっくりひな祭りだとかいろんなイベントの中で太鼓のほうとも一緒にやっておりますので、そういう面では一緒にできているというふうに考えております。

(野本) では、まず25ページの鴻巣駅東口駐車場使用料のところから伺っていきたいと思います。先ほど歳入で説明がありましたこの東口駐車場使用料は、エルミの1と2というのですか、第1、第2駐車場の使用料だけなのでしょうか。パーキング・こうのすとか、そういう部分はここなのかどうなのかがちょっとわからないので、教えてください。

(環境経済部参事兼商工観光課長) 決算書の25ページにあります鴻巣駅東口駐車場使用料につきましては、第1駐車場と第2駐車場の使用料のみです。パーキング・こうのすは、1ページ戻っていただきまして、23ページの下から3つ目の産業振興課の欄の駐車場使用料、こちらがパーキ

ング・こうのすと駅の西口にございます西口駐車場の使用料でございます。

(野本) そうすると、要は収支を伺おうと思ったので、支出を見ますと歳出のほうで275ページ、それと299ページにそれぞれの、275ページはパーキング・こうのすと西口の運営事業、それから299ページには東口第1と第2の指定管理料が出てきて、これで収支の関係を市はどのように、実際の数字と検証はされているのかどうか伺いたい。

(休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時53分)



(開議 午後3時54分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(野本) 今のところは正確なところは後ほど伺うとして、私がざっと計算するとこれは収支が合っているといいですか、持ち出しではないのだろうなというふうに思うので、その辺を常に行政としては把握をして、ちゃんとその行政効率ですとか、その辺を持っているのかどうかということを伺いたかったので、よろしく願いいたします。

それから、ページとしては57ページのパスポートセンターの収入印紙売りさばき収入というのがありますが、これは金額としては3,500万という中で、実際の売りさばき収入は482万なのではないでしょうか。ちょっとこの内容をもう一度説明をお願いしたいと思うのですが、これも歳出のところにも出てくるので、その辺の入りと出がどういうふうになっているのかを伺いたい。

(市民生活部参事兼市民課長) そうしましたら、歳入のほうの売りさばき手数料、収入、両方の説明ということでよろしいですか。

(野本) はい。

(市民生活部参事兼市民課長) 売りさばき収入については、こちらの金額が決算書のほうに出ておりますけれども、手数料については30年度の埼玉県収入証紙の購入金額に対して3.24%の手数料ということになって

おりまして、購入額なのです。売りさばき料とは、また購入額に対して手数料がつきますという、そういう意味合いでなっております、埼玉県の入証紙については、30年度の購入額が620万5,000円に3.24を掛けて手数料は20万1,042円ということになっています。また、収入印紙については、手数料は52万5,420円ということなのですが、これについては規定がございまして、収入印紙については割合を乗じてということで、20万円以下が0.1%、20万円超から30万円以下が8%、30万円超50万円以下が5%ということで、所定の割合を乗じて区分ごとにパーセンテージが出ておまして、それに消費税を加算した額ということで手数料は計算されます。これは、毎月1日から末日までの購入金額に対してということですので、それが終わった後にまた郵便局のほうから手数料として入ってくるという形になっております。ですから、売りさばき料と手数料というのは、手数料は購入金額、売りさばきのほうは本当にお客様のほうに手数料としていただいているという、そういうことをご理解お願いいたします。

(野本) 売りさばきのほうは、市民のほうからあるいは窓口で支払う方の額が全てここに出てくるということですのでよろしいですね。

(市民生活部参事兼市民課長) はい、そのとおりです。

(野本) 次に、105ページの歳出のところから伺っていきたいと思います。一番下のところに放置自転車対策事業の支出がございしますが、放置自転車の実態、それとこの対策事業による成果について伺いたいと思うのですが、よろしくお願ひします。

(自治振興課長) 放置自転車の対策事業でございしますが、これまで平成29年度まで市内3駅周辺の自転車駐車場施設が、駐輪禁止区域での放置自転車撤去台数が減ってきているわけなのですが…ごめんなさい、業務委託料をシルバー人材センターに委託をいたしまして、昨年まで委託料が488万7,885円、平成30年度につきましては3駅のいわゆる違法駐車が減ったことと、それと平日の隔日に実施することで委託料の削減を図っております。その結果、30年度の決算額としましては、138万8,448円と大幅に削減することができて、違法駐車がふえたということも

伺っておりません。ということで、引き続き違法自転車につきましては、適正な管理がされているということで把握しております。

（野本）これは、何日やっていると言ったらいいのかな、毎日やっているのか、やっている頻度についてはどのようなのでしょうか。

（自治振興課長）29年度まで平日毎朝実施しておりましたけれども、平日の隔日ということで、こちらが週3日というところに変更しております。

（野本）私、駅の近くにいることが多いというのか、駅の周辺にいると私が思っていた以上に白いつえを持って歩いている方が多いのです。こんなにいらっしゃるのだと思うのですけれども、そういう部分では本当に常に命の危険と隣り合わせでいらっしゃって、特に駅の近くの放置自転車は黄色い何ていうのでしたっけ、あれ。

（点字ブロックの声あり）

（野本）点字ブロックですとか線上のブロックの上に置いてある心ない自転車を見かけるのです。そういう意味では、ここで経費を減らすことが全てよいとは感じなくて、そこに投入することを含めて成果としていくのではないだろうかと思いますが、その辺はどういうふうに考えますか。

（自治振興課長）委員さんご指摘のとおり、土曜、日曜等のいわゆる心もとない方から違法駐車等があるということは若干伺ってはいるのですが、これまでもちょっと従前祝祭日等につきましては実施しておりませんで、その辺につきましては今後も状況把握に努めながら適正な管理ができるように検討してまいりたいと思います。

（野本）私自身は、この部分で決算で節減できたことが必ずしもよかったとは思っていないので、そこのところは例えば土日も実施してみるとか、そういうケースも試してみてもらえればなというふうに思うのですが、執行部の考え方を伺いたいと思います。

（市民生活部長）確かに委員おっしゃるとおり、土日も含めて、祝祭日も含めて抜き打ちでやる必要はあるというふうには思っています。今後自転車対策協議会等のご意見も聞きながら、自転車業協会ですとか、駅

長さんですか、駅関係者の方のご意見も聞きながら、実施できるかどうかというのをちょっと検討させていただければというふうに考えております。

(野本) では、そこはよろしくお願いたします。

では、113ページの歳出のところ、防犯灯管理事業があります。四千六百数十万ということになりまして、その中でも工事あるいは電気代ですか、3,400万、この辺が多いなど。特に電気代が多いと。これについては、実際に30年度何期分、何期分って言ったらいいか、これについての詳細を伺いたいと思います。

(自治振興課長) まず、平成30年度、主な需用費の光熱水費、こちらのほうが430万円補正をさせていただいております。こちらについては、電気料金の主な増額要因が、東京電力の値上げがございまして、平成30年から4月から10月までの電気料金を前年度と比較したのですけれども、実績として5.3%の増、また火力発電に使う燃料を輸入価格に応じて電気料金の調整をする燃料調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課の値上げによるものでございまして、不足額430万円を補正させていただきました。

そのほか補正はしたのですけれども、さらに不足がありましたので、一部流用のほうをさせていただいております。その金額が26万3,000円(9月11日P.26「25万7,981円」に発言訂正)流用させていただいて、こちら費用としまして防犯灯の光熱費が3,455万7,981円となっております。実際現在の防犯灯の設置基数でございしますが、平成29年度は1万85基、平成30年度が1万145基、鴻巣地区で申し上げますと6,098基、吹上地区で2,496基、川里地区1,551基となっております。それから、LEDの状況ですけれども、LEDが9,062基、水銀灯が634基、ナトリウム灯が427基、その他というふうになっております。

以上です。

(野本) そうすると、1基当たり平均どのくらいというのは単に割れば3,400万を1万で割っていけばいいということでしょうか。1万145基ということですね。

(自治振興課長) LEDですとか水銀灯、ナトリウム灯、さまざまありますので、一概には言えないのですけれども、単純な比較としますとその数字で大まかな数字は出てくるかなと思います。

(野本) では次に、235ページに移らせていただきます。

下のほうに新省エネルギー導入推進事業がありますが、バイオディーゼル燃料精製等委託料、この事業についてまず伺いたい。その事業の概要を教えてくださいと思います。

(環境課長) この事業の内容としますと、一般家庭から出されます食用油を何か所かの拠点で回収させていただいて、それを収集した後にBDFというバイオディーゼル燃料になるような精製工程を経まして、そのバイオディーゼル燃料、でき上がったものを中学校給食センターのボイラーとしての燃料として使用しているという、大まかに説明しますとそういう状況の事業となっています。

以上です。

(野本) この事業は、もう結構実績を積んでこられたのかなというふうに思いますけれども、推移としては廃食油の集まりぐあいですとか、この事業の流れ的には維持されてきているのか、あるいはだんだん廃食油が減っているのか、ふえているのかというところの把握はいかがでしょうか。

(環境課長) 申しわけございません。この場でちょっと数字的な資料はないのですが、先ほど申し上げました拠点回収という実際に市民の方が持ち込んでいただく廃食油に関しては、設置している施設の管理者からもういっぱいになったからとりに来てくれと、定期的ではなくて、それ以上に集まっているような話はお伺いしております。数字に関しては、もしあれでしたらまた後ほど答えさせていただきます。

(野本) これは、委託事業なわけですよ。そうすると、その委託事業者が精製した油が中学校給食センターで使うという流れになっているわけですね。油は、廃食油はどんどん出てきていて、精製して中学校給食センター。これから中学校給食センターが建てかえに向かっていると、それ以降の流れも基本的には同じように考えているのかどうかというの

はつかんでいらっしゃいますか。

（環境課長）現在のところ、BDF自体を利用できる施設というのは、ちょっと我々のほうでどこで使えるというのが決定はできていない状況です。ですので、今担当のほうでも検討しているのですが、それを違う方法で、バイオディーゼル燃料として違う方法で活用できるのか、違う場所で活用できるのか、あるいはまた違う処理というか、バイオディーゼル燃料化した後にどちらかで販売できるのかとか、そういうところを今現在担当のほうで検討している最中で、ちょっと今決定はまだされていません。

以上です。

（野本）今の答弁が全部つかみ切れなかったのですが、中学校給食センターが今後も使うかどうか決定されていないという捉え方でいいのでしょうか。

（環境課長）今現在我々のほうで把握している内容では、中学校給食センターの熱源がディーゼルではなくなるような話をお伺いしておりますので、このまま中学校給食センターで使えるという可能性はないのではないかと。なので、違う場所なのか、あるいは違う方法にするのかというところの検討という形になっています。

以上です。

（野本）事業としては、この事業そのものは今後も続けていくということによろしいのかどうか伺います。

（環境課長）今現在市民の方にはやはり再利用というか、リサイクルということ、全てのごみも、ほかのごみもそうなのですが、皆さんにお願いしているところで、できるだけそういう形でまた違う形の利用を検討はしているのですが、ただ受け入れ先がそういう形で万が一見つからなかったときには、バイオディーゼル燃料としてというよりも、廃食油を集めて、その廃食油のままで何か違うことができるかという検討もしなければいけないかと思っております。

以上です。

（野本）それでは次に、249ページのところで、これは環境課の清掃総務

庶務事業の中で公用車の電気自動車の残価買い取りというのが64万5,750円というのがありましたが、これの発端といたしますか、最初に聞くのはこれは誰に対して支払ったということなののでしょうか。

(環境課長) こちら公用車として、まず初めに平成28年2月に日産自動車のほうから無償貸与という形で受け取りました。その満了が3年間満了というか、無償貸与期間が3年間という形で平成30年度に満了したために、残価で購入したという形になりますので、販売会社というか、無償貸与の時点の日産のほうへの支払いという形になっております。

(野本) 電気自動車は、鴻巣市は公用車として何台持っているのでしょうか。

(環境課長) 我々の把握している中では、3台ではないかと思えます。

(野本) そうすると、電気自動車は充電設備が必要ですよね。その充電設備はどのように。車は無償で貸してくれると、無償で使わせてくれる。でも、充電設備についてはどのようにされていたのでしょうか。

(環境課長) 今現在充電器を設置しているのが庁舎内というか、敷地内の車庫の中に設置してあるのですけれども、充電器に関しては市のほうで設置したということです。

以上です。

(野本) 無償だと購入と違って議会とかそういうところにかかわらないで入ってくる。でも、3年後に返していくという選択もできたのですか。

(環境課長) その時点で購入あるいは返却という形、両方選択できたと聞いております。

(野本) そこで購入をする理由、購入をした理由というのはどんなことなののでしょうか。

(環境課長) やはり環境課のほうの所有という形に今現在なっている形になりますので、環境配慮というやっぱり市民への方のアピールで、なおかつ今の公用車自体も横に大きく電気自動車という形で看板もついておりますので、そういう啓発活動という点でもあります。

以上です。

(野本) そうすると、市は電気自動車を推奨しているという考えなので

しょうか。だから、エルミのところ、市営駐車場に無料の充電設備があるという、そういうような流れなのか。何でこういうようなことを聞いているかという、自動車メーカーが無料で3年貸して、その後無理やりではないけれども、買わせたいみたいな、そういう流れに決算見ているということなのかなというふうに感じるので、ちょっと質問をしているのですけれども。

(環境経済部長) これ当然自動車メーカーが無償ということなのですから、電気自動車活用事例創発事業という、国の事業、県の事業。

(国じゃないの声あり)

(環境経済部長) 民間ももちろんそういう応援があつてということなのでしょうけれども、そういったものの事業として国としてやっているみたいなのところがあるわけです。それで、市のほうも業者のほうも次世代の石油が枯渇するというようなことまで、次世代のということで取り組んできているわけです。だからって各メーカーを応援するとかということではないと思うのですけれども、やっぱり省エネルギーだとか、そういったものでのやっぱりなかなか民間人、個人がたどり着かないときには見本としてやっていくということだと思ふのです。

以上です。

(野本) では、次に行きます。

251ページ、次のページですが、可燃不燃ごみ収集運搬事業の備品購入費のところ、清掃用備品で収集ボックスですとかネットの購入がありました。これの内容は、290万という内容は、ボックスだとどのくらいの価格で、ネットだとどのくらいで、実際どのくらいのことをこの決算でしたのかという内容を伺いたいと思います。

(環境課副参事) こちらの内訳につきましては、ごみステーションボックスというものとネットボックスというものがあります。それで、こちらにつきましては大きさがごみステーションボックスにつきましては、特大、大、中、小というものがありまして、ごみステーションネットボックスにつきましては、マンションタイプ、中タイプ、小タイプ、ミニタイプ、大があります。こちらの金額につきましては、先ほど言った件

数につきまして言います。先ほどごみステーションボックスの特大が1台、大が5台、中が1台、小が5台、トータルで142万6,140円。ごみステーションネットボックスにつきましては、マンションタイプが22台、中型が17台、小型が9台、ミニタイプが1台、大型が1台で、トータル147万6,400円。合計で290万2,540円という清掃用備品の内訳になっております。

(野本) これは、どのくらい導入するとともにものなのでしょうか。結構もつもの。

(環境課副参事) 鉄ボックスにつきましては、スチール製なので、最低でも10年以上はもっていると思います。ただ、もう一つのごみステーションネットボックスにつきましては、骨組みはアルミで軽いのですが、周りがビニール製のネットなので、そちらが破損等で切れる可能性がありますので、ステーションボックスほどもつとは考えておりません。

(野本) 破損をしていった場合の維持管理については、これは市が購入したのだから、市ですということによろしいのですか。

(環境課副参事) 前回別の委員さんの質問でありましたのですけれども、一応ごみ集積所の維持管理につきましては利用者様のほうでお願いしているということで、一応こちらのほうで申請に基づいて貸し出しを出しておりますけれども、軽微な修繕等につきましては維持管理の中でお願いするという形で利用者様にはお話ししています。ただ、使えなくなると危険な場合については、交換することについては市のほうでまた新しいものと交換するというので説明をさせていただいておりますので、そのような形で対応させていただいております。

(野本) わかりました。

事例として交換したこともあるということでしょうか。

(環境課副参事) ステーションボックスが壊れて新しいものに交換したというのを聞いております。

(野本) 次に、265ページの一番上、地産地消推進支援事業について34万7,000円、このす地産地消推進協議会補助金として出されております

が、この辺は今後道の駅の活用の部分で非常に重要になってくるところでもあるのかなというふうに思いますが、これについての、この事業についての成果はどのようになっているのか伺いたいと思います。

(農政課長) お答えをいたします。

地産地消推進協議会を通じて事業を行っているわけなのですが、今現在行われている事業としては学校給食への農産物の提供、そして公民館を使いまして、地場農産物を使った公民館講座で料理教室行っております。また、くらしの会が主催する料理教室においても地場農産物の提供ということで行っております。今後道の駅の話が今委員さんのほうから出ましたけれども、もちろん地元農産物を使っていただいて、道の駅のお客様の集客というのを目指したいと思いますが、今後もまた勉強課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

(野本) 次のページに道の駅のプロジェクトが出てきますが、267ページ、道の駅のほうではこの決算の中ではその部分は入っているのか、まだ入っていないのか、伺いたいと思います。

(環境経済部副部長兼道の駅整備プロジェクト課長) この30年度の基本計画を作成の時点では、まだそこまで詳しい内容に入っておりませんので、入っていないという状態になります。

(野本) 一番期待をされる部分というのは、その部分だというふうに私は市民の方々の声の中から感じております。そういう意味で何のためにつくるのかというところの中にすごく重要な部分として盛り込んでいただかなければならないのかなというふうに思います。ただ単に休憩施設をつくるということではないというのは、もちろんそのつもりでつくってこうと計画していらっしゃるのだと思いますけれども、そうであれば何で鴻巣につくるのか、鴻巣につくる意義という部分は強く意識をしていただきたいなと思っております。

(残り3分ですの声あり)

(野本) では、残り3分なので、次に進めさせていただきます。
275ページの一番上になります。商店街街路灯電気料補助金、これについ

ては今回一般質問にも出てくるかと思えますけれども、商店街街路灯についてこの出された金額というのは電気料なわけですけれども、市が商店街の街路灯に対してどういう認識を持っているのか。要は市の立場というか、立ち位置というのですか、この事業の意図、意義を伺いたいと思います。

（環境経済部参事兼商工観光課長）こちらにつきましては、商店街の振興に資するために街路灯の維持管理を行う商店会に対し、予算の範囲内で毎年補助を行っております。補助対象経費は、商工会が所有し、維持管理する街路灯の照明の電気料となりますが、ある意味防犯灯の部分も大きいのかなということで、電気代の半分に相当する部分を防犯灯の部分も含めて商店街の活性化、防犯灯ということで捉えております。以上です。

（環境経済部長）どのように認識していくのかということで一般質問も出ていますので、またそこでもちょっとお話をさせてもらいますけれども、積極的に街路灯を保存していくというか、維持していくというような方向で、来年度予算に関しても皆さんのほうに提案していきたいなというふうに考えております。

以上です。

（野本）積極的に維持、保存ということをお願いいただきました。ただ、いずれにしてもかなり老朽化している部分もあったり、新しいものはほぼないですね。そういう部分で、そういう意味で今後本当に大きな課題になっていくだろうなと想像されるので、そののところは十分持ち主というか、管理団体というのかな、と協議をしていただきたいと思いますが、それについての最後にコメントをいただいて、終わりにしたいと思います。

（環境経済部参事兼商工観光課長）市のほうでもおっしゃるとおり意識しておりまして、今年度も商店会の代表者、街路灯の代表者の方にお集まりいただきまして、懇談会を開催いたしました。商店街の独自の予算でもうLED化している商店街もございます。今後につきましては、独自にやっていくのは、LED化をしていくのは厳しいという商店街につ

きましては、市のほうでLED化を図っていきたいと考えております。ただ、既存の街路灯が極端な話すると二、三メートル離れた間隔で街路灯がついている商店街もございますので、その辺防犯灯の距離等を参考にさせていただきながら、街路灯全てをLED化するのではなくて、間引きをさせていただいてLED化していく、もしくは倒壊のおそれが今後近い将来訪れるだろうというところに対しましては撤去をさせていただきたいと。なおかつ商店街を維持していくのが厳しいという商店街もございますので、その辺は街路灯の撤去を含めて個別に協議を開始をさせていただいているところでございます。

それと、先ほど駐車場のことで答弁をちょっと即答できませんで、申しわけありませんでした。職員の人件費だとか減価償却というその辺の概念をちょっと取り払って、30年度の決算ベースで答弁をさせていただきたいと思います。公共の駐車場ですので、1時間無料という設定がございいます。鴻巣駅西口は別ですけれども、ほかの駐車場は1時間無料ということの前提でお話をさせていただきますと、パーキング・こうのすにつきましては数字を読み上げますと67万3,885円の赤字となります。単純に歳入歳出を計算しますと、先ほど申し上げたこととなります。東口の駐車場につきましては、数字を申し上げますと4,059万2,903円、こちらは黒字となっております。

ただ、パーキング・こうのすにつきましては、公衆のトイレを設置していて、商店街を利用するお客様の利便性を図ること、またパーキング・こうのす、昨年の決算ベースでお答え申し上げますと、1時間未満の利用の車が約45.6%ということで、ほとんど短時間の利用のお客様が多いこととなります。当然1時間以内ですと無料になることが多く考えられますので、その辺も考慮いたしますと公共が行っている駐車場につきましてはやむを得ないこともあるかなと思っております。ただ、おっしゃるとおり経営理念がないといけないと思いますので、無駄な税金を使うわけにはいきませんので、最大駐車料金だとか月決めの駐車料金、これ民間の事業者を圧迫しない程度に料金を設定をする必要があるのかなと考えております。また、パーキング・こうのすにつきましては、旧中山道

に面している商店につきましては駐車場がないという状況を考えますと、旧中山道の商店の活性化を維持していくためには重要な施設であるというふうに捉えておりました、駐車場全体で考えますと約3,990万の黒字となっておりますので、その辺を全体で考えながら今後の駐車場の経営の概念を忘れずに対処していきたいと思っております。

以上です。

(環境課長) 済みません、先ほど野本委員のほうからBDFの過去、今までの推移という形でご質問いただいた件なのですけれども、平成27年度からのちょっと短い実績になってしまって申しわけないのですけれども、平成27年度から平成29年度までは微量ではあるのですけれども、上向きというか、回収量多くなっていました。済みません。先ほどちょっと違う意味での回答をしてしまったのですけれども、平成30年度に関しては、平成29年度よりも減っております。具体的に数字で申し上げますと、回収量としますと平成27年度が6,758リットル、平成28年度が6,776リットル、平成29年度が7,502リットル、先ほど申し上げました平成30年度が5,745リットルという形になっております。

以上です。

(委員長) 以上、ご了承願います。

では、本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

あすは午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後4時38分)

